

第3期瀬戸内市地域福祉計画

令和3年3月
瀬戸内市

はじめに

地域福祉をめぐる状況は、人々の価値観や生活様式の多様化に伴い近年大きく変化しており、様々な分野の課題が絡み合い、複雑化しています。これらの課題の解決に向けては、行政の施策充実とともに、市民が地域福祉推進の主役として、自らが暮らす地域の問題を主体的にとらえ、積極的に地域福祉活動に参画し、地域活動団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、行政等が連携することで、地域における助け合い、支え合いの取組を進めることが重要です。



本市では、平成27年度に第2期瀬戸内市地域福祉計画を策定し、総合福祉相談の窓口として「トータルサポートセンター」を設置するとともに、市民や自治会、ボランティア団体、社会福祉協議会などと連携を図りながら、地域の多世代交流による持続的な遊び場である「こどもひろば」事業の実施など、協働で地域福祉の推進に努めてきました。

この度、第2期計画の期間が満了するにあたり、今後の地域の福祉ニーズや新たな福祉課題に対応するため、アンケート調査の実施や、瀬戸内市地域福祉計画策定委員会による検討を重ね、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする第3期瀬戸内市地域福祉計画を策定いたしました。

本計画では、「人がともに支え合い 誰もが心豊かに暮らせるまち 瀬戸内」を基本理念として、第2期計画を継承しながら、地域共生社会の実現と地域福祉の更なる推進に市全体で取り組んでいくことを目指しています。市民の皆様や関係団体の皆様には、本計画を通じた地域福祉の推進にあたり、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました策定委員会の委員の方々をはじめ、ご協力をいただきました市民の皆様、関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

瀬戸内市長 武久 顕也

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景	1
2 地域福祉とは	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	7
6 社会福祉協議会との連携強化	7
7 地域福祉の圏域の考え方	8
8 経済的な視点からの地域福祉	9
第 2 章 瀬戸内市の現状と課題.....	10
1 統計データからみえる瀬戸内市の現状	10
2 アンケート調査からみえる瀬戸内市の現状	23
3 瀬戸内市の地域福祉の課題	34
第 3 章 計画の基本理念、基本目標.....	36
1 基本理念	36
2 基本目標	37
3 施策の体系	38
第 4 章 施策の展開.....	39
基本目標 1 持続可能な地域福祉の土台となる人づくり、地域づくり	39
基本目標 2 住民の困りごとを解決につなげる仕組みづくり	53
基本目標 3 安全・安心な暮らしを支え合える地域づくり	62
第 5 章 地域福祉の推進.....	70
1 推進体制と計画の進行管理	70
2 計画の評価体制	70

資料編	71
1 瀬戸内市地域福祉計画策定委員会設置要綱	71
2 瀬戸内市地域福祉計画策定委員会委員名簿	73
3 策定経過	74
4 用語解説	75



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国の動き

我が国では、平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、その中で「地域福祉の推進」が位置づけられることとなり、地域福祉計画の策定が努力義務として規定されました。この法律に基づき、地域住民や社会福祉事業者、地域で福祉に関わる人たちが相互に協力しながら、地域福祉を推進していくことが求められています。

また、平成23年に発生した東日本大震災の経験から、災害対策基本法が改正され、高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者に対し、災害時に備えた日頃からの地域での見守り・支え合いの体制が強化されました。さらに、平成27年には介護保険法の改正により、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が推進されています。

平成27年には生活困窮者自立支援法において、自治体は生活困窮者に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援を行うなど支援の拡充を図ること、そして、平成28年の障害者差別解消法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざすといった動きがみられます。

そして、平成29年6月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布により、「社会福祉法」が改正され、この法改正により、地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、その把握と関係機関との連携等による解決が図られることになりました。そのため、市町村は地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくことになり、それらを計画的に推進していくために、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が明記されています。

さらに、令和2年6月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉等の一部を改正する法律」では、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業「重層的支援体制整備事業」が創設され、包括的かつ重層的な支援体制の整備が推進されています。

(2) 瀬戸内市の動き

本市では、平成18年3月に総合保健福祉計画を策定し、地域福祉計画、老人保健福祉計画、障がい者計画、健康増進計画などを一体的に推進する体制を構築しました。

その後、計画期間終了に伴い、個別計画として第2期地域福祉計画を策定し、他分野との連携を深めながら、地域福祉の推進を図ってきました。

平成23年の東日本大震災の発生を機に、改めて、地域の絆や助け合い、支え合いの重要性が認識され、その後も各地で自然災害が続発し、要援護者対策が国を挙げて進められました。そして、地域の希薄化に伴う孤独死の問題や生活困窮者（自立）支援など、地域の課題が多様化、複雑化する中、社会福祉協議会と連携を密にし、地域福祉の推進を図ってきました。

また、総合福祉相談の窓口としてトータルサポートセンターが設置され、在宅医療・福祉・保健連携推進協議会（通称：ケアネットせとうち）のネットワークを活用し、福祉に関する情報提供や各種相談窓口の周知などを行い、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。

本計画においては、地域共生社会の実現に向けた取組の推進や、制度の狭間の解決を図るため、包括的な支援体制の整備を進めるとともに地域におけるつながりをさらに深め、共に助け合い、支え合っていけるまちづくりが必要です。

そのため、地域福祉をめぐる動向を踏まえながら、地域の様々な福祉ニーズ、社会資源について総合的な観点から検討し、「瀬戸内市としてめざす地域福祉像」を掲げるとともに、市民・地域・行政の協働により、地域共生社会の実現に向けた諸施策を体系的に定めた、「第3期瀬戸内市地域福祉計画」を策定します。

2 地域福祉とは

(1) 「地域」とは？

「地域」とは、範囲を限定した土地や区域を意味しますが、使用する場面や項目によって、その範囲は異なります。

この計画では、地域を「一番、身近な生活圏域から市域まで」と捉え、それぞれの範囲の中で、内容・機能に基づき社会生活を行う範囲をまとめて「地域」としています。

(2) 「地域福祉」とは？

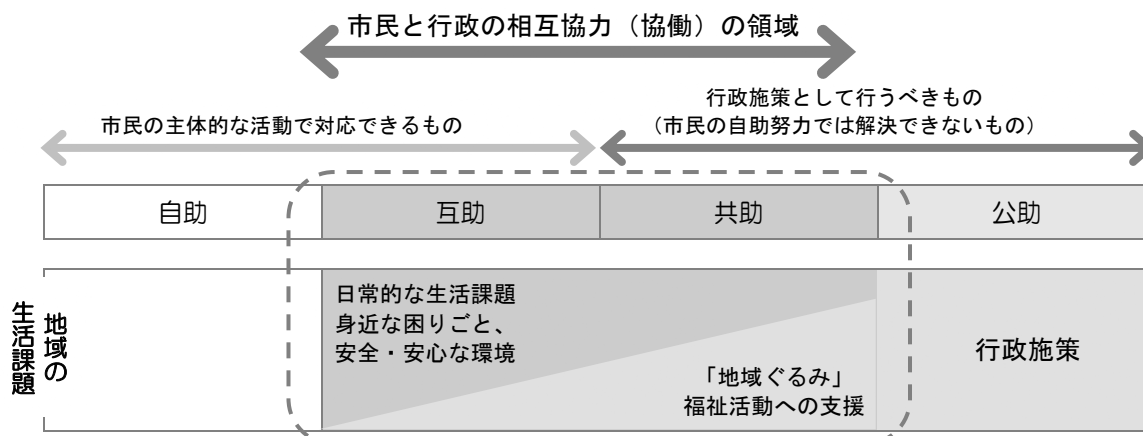
子どもでも、高齢になっても、障がいがあっても、家庭や住み慣れた地域の中で、自分らしく幸せに暮らせるよう、様々な担い手（地域住民・事業者・社会福祉協議会・行政等）が地域の生活課題の解決のためにお互いができることを行い、できないことを補い合うことを「地域福祉」といいます。

地域福祉計画は、市民、関係団体、行政等が福祉の4つの助け（自助・互助・共助・公助）の視点に基づき、それぞれの役割の中でお互いを補完しあいながら協働で課題解決に向けて取り組める仕組みづくりを構築するものです。

■福祉の4つの助け

自助	個人や家庭による自助努力（自分でできることは自分でする）
互助	地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに助け合う）
共助	NPO、ボランティア・住民活動、社会福祉法人などによる支え（「地域ぐるみ」で福祉活動に参加して地域で助け合う）
公助	公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給（行政でなければできないことは、行政がしっかりとする）

■「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方



3 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

「地域福祉計画」とは、「地域福祉を推進するためのしくみをつくる計画」であり、社会福祉法第107条に基づき、同条第1項各号の事項についてその趣旨をくみとり、具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。また、同法第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として社会福祉協議会が規定されており、本計画は行政と社会福祉協議会及び地域が相互に連携しながら推進するものとします。

■社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

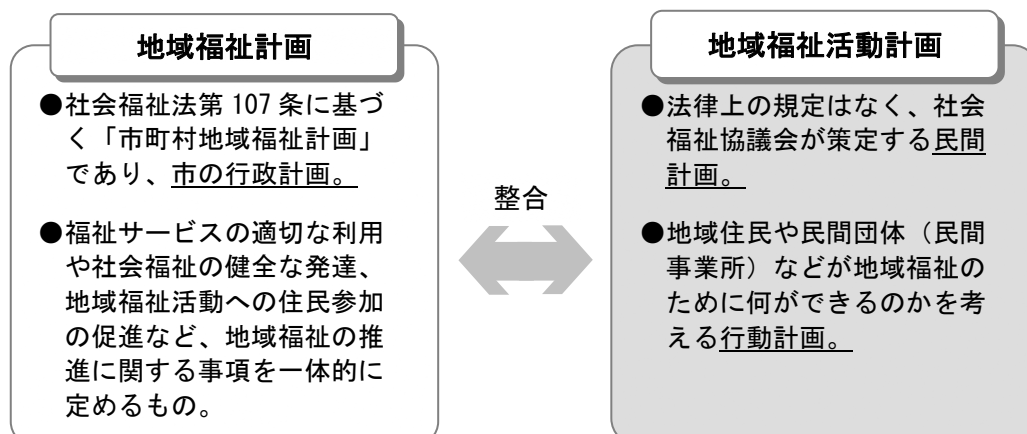
第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

■「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係



(2) 地域福祉計画に関する国の通知等

地域福祉計画の策定について、下記のとおり国から通知等が示されています。

年	国の通知等
平成 12 年	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成 12 年法律第 111 号）による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）において、地域福祉の推進を図る観点から第 1 条の目的に地域福祉の推進を掲げ、第 4 条に地域福祉の推進に係る規定を設けるとともに、新たに第 10 章として地域福祉計画、社会福祉協議会及び共同募金に係る規定からなる地域福祉の推進の章が設けられた。 ・地域福祉計画に係る規定は同法第 107 条及び第 108 条として平成 15 年 4 月 1 日施行された。
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省通知「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成 19 年 8 月 10 日）において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法を市町村地域福祉計画に盛り込むこととなった。
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（平成 22 年 8 月 13 日）において、市町村地域福祉計画の策定及び実施について、管内市町村への支援・働きかけの強化がなされた。
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成 26 年 3 月 27 日）において、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。平成 27 年 4 月施行）に基づく生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、生活困窮者自立支援方を市町村地域福祉計画に盛り込むこととなった。
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）」（平成 30 年 4 月 1 日施行）により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定された。また、市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけることとなった。 ・改正社会福祉法の附則において、法律の公布後 3 年（令和 2 年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定された。
令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会の実現のための社会福祉等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 52 号）が交付され、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）が創設された。

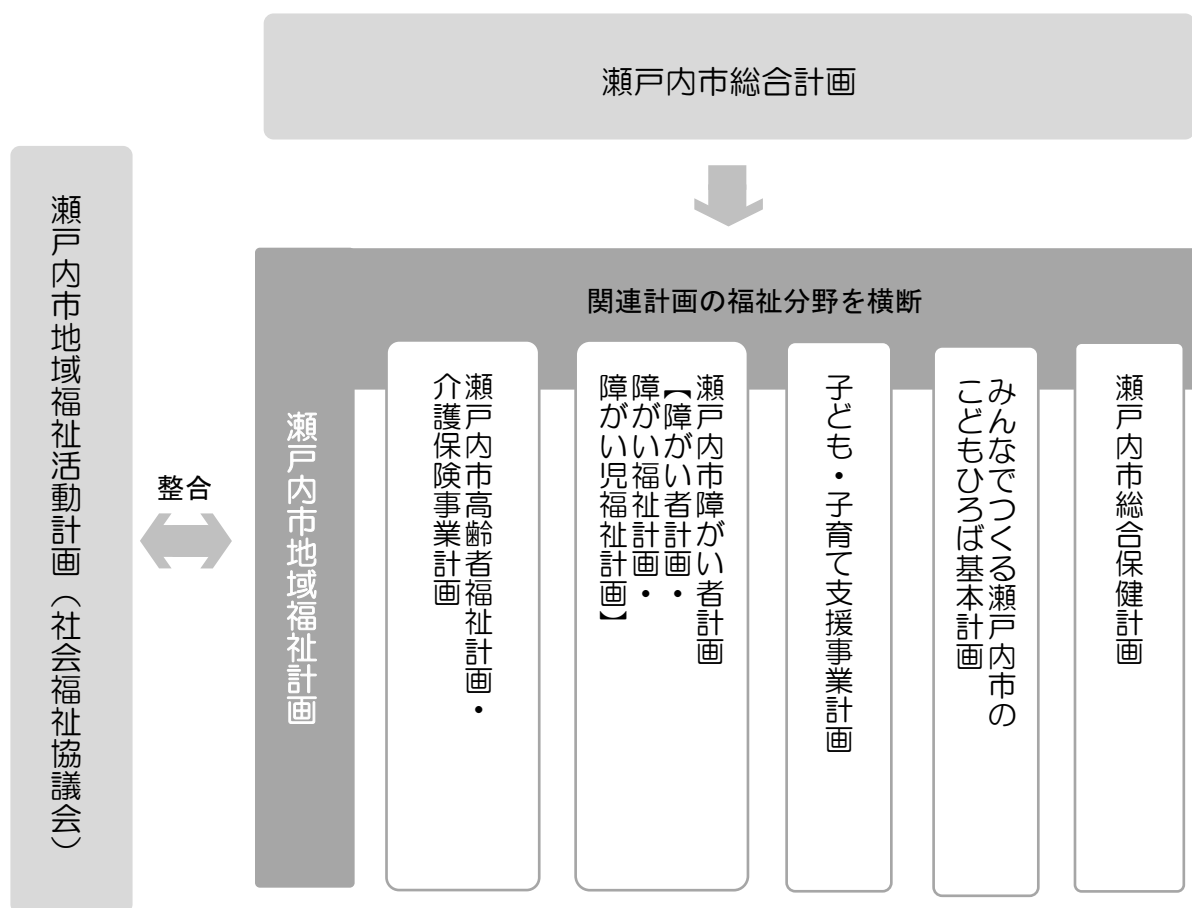
(3) 他の計画との関連

① 個別の福祉計画との関連

本計画は、瀬戸内市総合計画を上位計画とし、高齢者福祉計画や子ども・子育て支援事業計画、障がい者計画、総合保健計画などの個別計画に共通する地域福祉分野と連携しながら進めるものです。

② 地域福祉活動計画との関連及び社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と整合を図りながら、パートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。



※瀬戸内市の各計画は、瀬戸内市ホームページから閲覧できます。

※「瀬戸内市地域福祉活動計画」は、瀬戸内市社会福祉協議会ホームページから閲覧できます。

|| 4 計画の期間

計画の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化や国の動向により必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

|| 5 計画の策定体制

瀬戸内市地域福祉計画策定委員会による検討

本計画の策定にあたっては、「瀬戸内市地域福祉計画策定委員会」が中心となり計画を審議し、その意見を踏まえた上で策定しました。

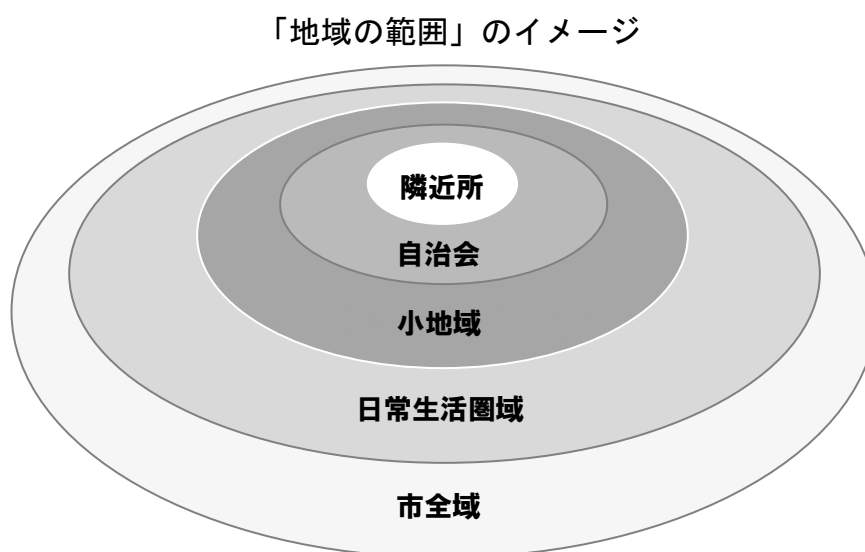
|| 6 社会福祉協議会との連携強化

瀬戸内市社会福祉協議会は、住民やボランティア団体等の活動支援など地域福祉に関する具体的な事業を行う重要な役割を担っています。行政においても各種福祉施策において社会福祉協議会と連携・協力の強化を図りながら効果的な地域福祉活動の推進に努めます。

7 地域福祉の圏域の考え方

市による取組や市民活動、関係団体等による地域活動などは、それぞれの地域の実情や市民の生活実態、関係団体の活動実態等に即した圏域の中で行われています。また、それぞれの圏域にはその規模に応じた機能・役割があります。

本計画では、隣近所、自治会、小地域、日常生活圏域単位などそれぞれの圏域で活動している人がその圏域の中で横断的な連携を図るとともに、それぞれの階層の縦断的な連携も図りながら地域福祉を進めていく必要があります。

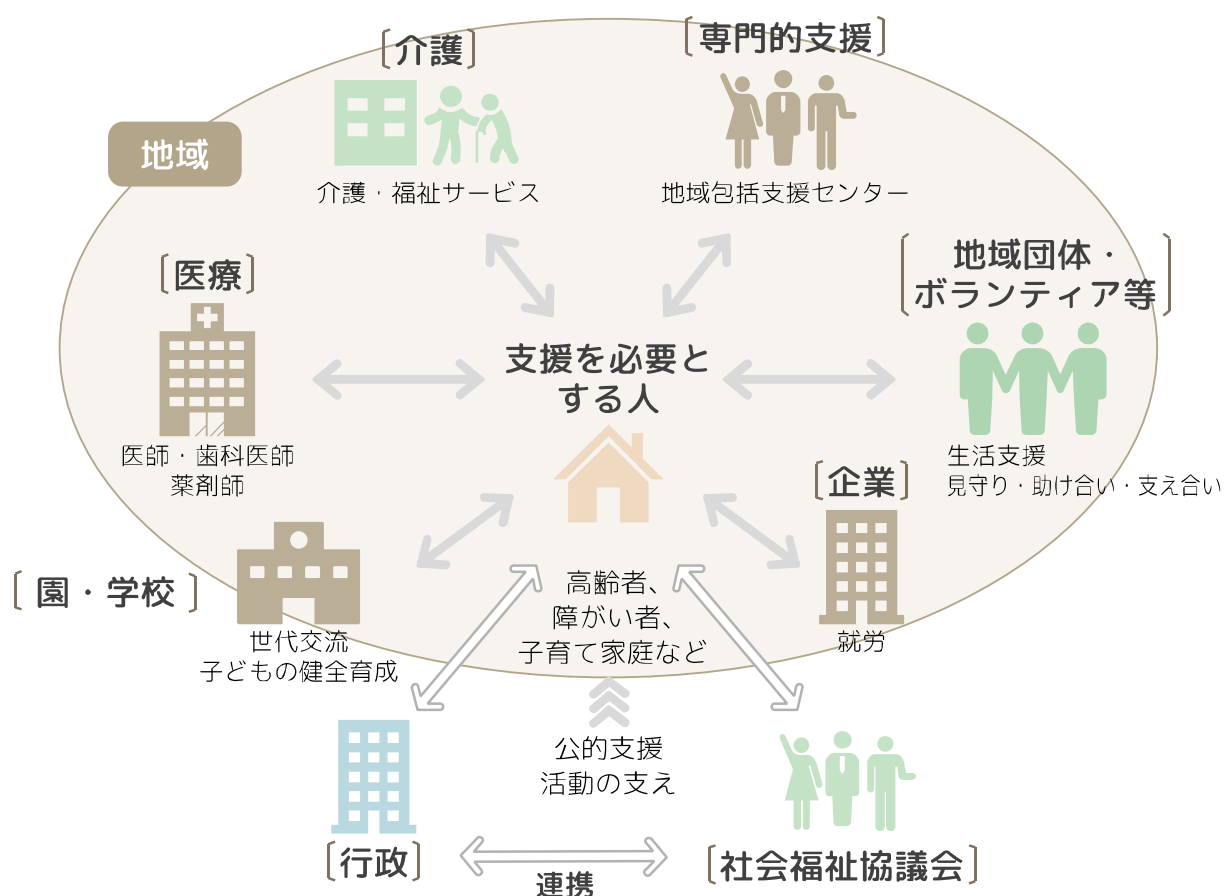


■ 地域福祉における圏域の区分（イメージ）

圏域の区分	役割・機能
隣近所 (互助)	普段の見守り、声かけ、買い物代行、通院の支援、外出の付き添い、子守り、話し相手、相談相手、ごみ出しなど
自治会 (互助・共助)	地域の見守り、健康づくり、各種行事による交流、地域サロン活動の開催などの居場所づくり、自主防災訓練、災害時要援護者避難支援の取組など
小地域 (共助)	登下校時の見守り、生涯学習、福祉学習など（小学校区）
日常生活圏域 (共助・公助)	小地域間の連携体制の充実、地域包括支援センターによる高齢者の総合相談・支援（牛窓地域、邑久地域、裳掛地域、長船地域）
市全域 (公助)	情報提供や相談体制の充実、人材育成、バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進

※地域によって取り組みの主体や内容に差があります。

<地域福祉のネットワーク（イメージ）>



8 経済的な視点からの地域福祉

地域福祉の推進は、これまでになかった地域住民のつながりを生み、そのつながりが、「地域の抱える課題を、ビジネスの手法を活用しつつ、それらを解決していく」新たなビジネスを生み出すことが期待されています。

特に、これから高齢化が進み、全国的に超高齢社会を迎えることが現実となってきた中、高齢者が支援対象から活動主体となることで、地域の維持、発展が期待されています。趣味や生きがい活動、見守り活動、地域振興などに高齢者の活力を生かすことが必要とされていますが、無償の助け合いだけの関係だけではなく、食事の提供や趣味の教室などの有償サービスを、地域住民自身が行うことで、コミュニティビジネスを創出し、持続可能、かつ新たな経済活動をつくるのが可能です。

また、地域の特性、地域の特徴を最も知っている地域住民が、地域に必要な店舗やサービス、地域ならではの観光サービスを創出し、地域住民が積極的に活用、PRすることで、外部資本に頼らない雇用の創出が可能となります。行政、地域が協働してお互いの資源を活用することで、新たな地域ビジネスの敷居を低くしていく支援が、地域福祉によって可能となります。



第2章

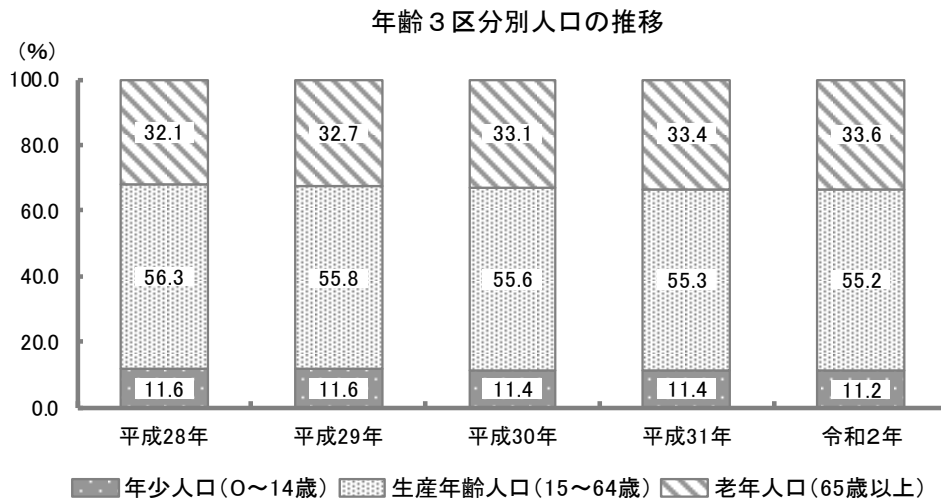
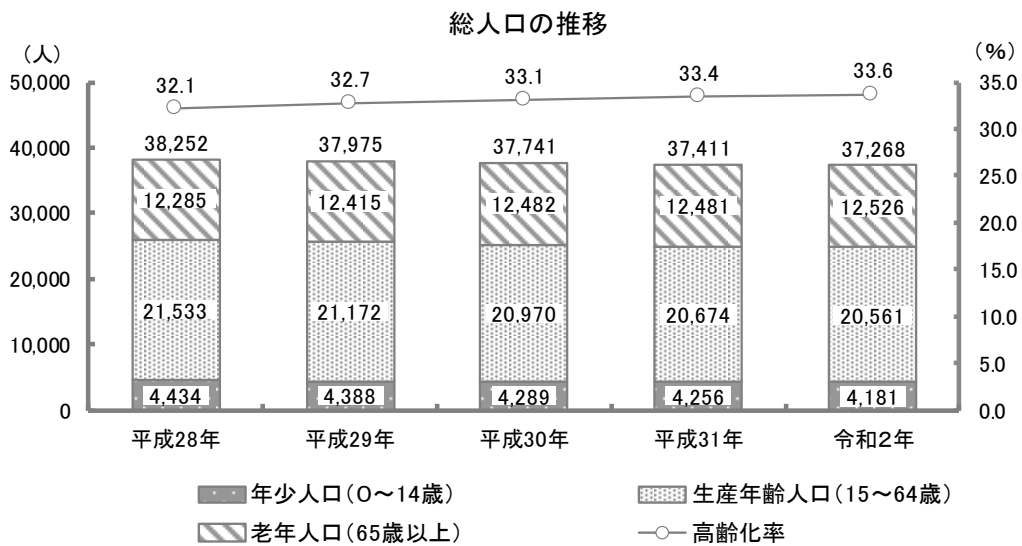
瀬戸内市の現状と課題

1 統計データからみえる瀬戸内市の現状

(1) 人口等の状況

① 総人口の推移

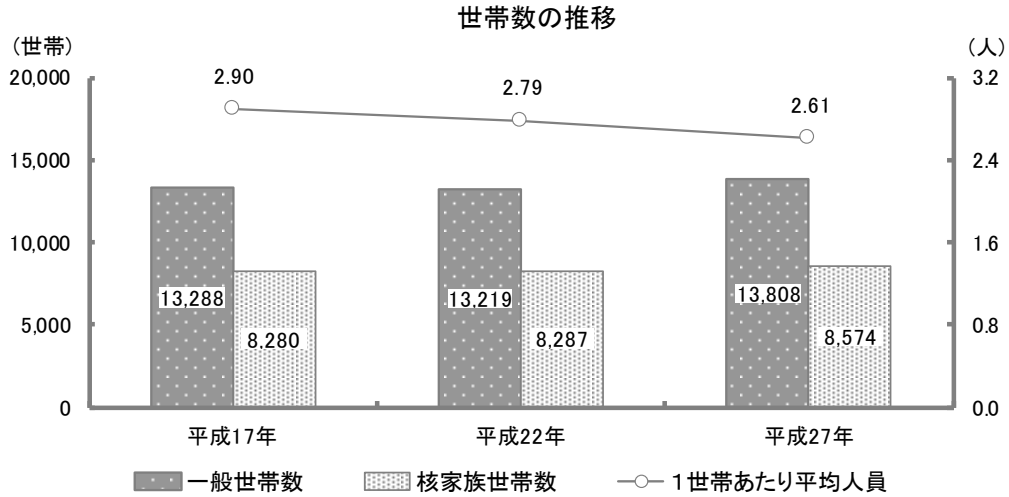
本市の総人口はゆるやかな減少傾向にあり、令和2年で37,268人となっています。年齢3区分別の人口の推移をみると、年少人口はゆるやかな減少傾向にあり、生産年齢人口が減少、高齢者人口は増加傾向で推移しています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

② 世帯数の推移

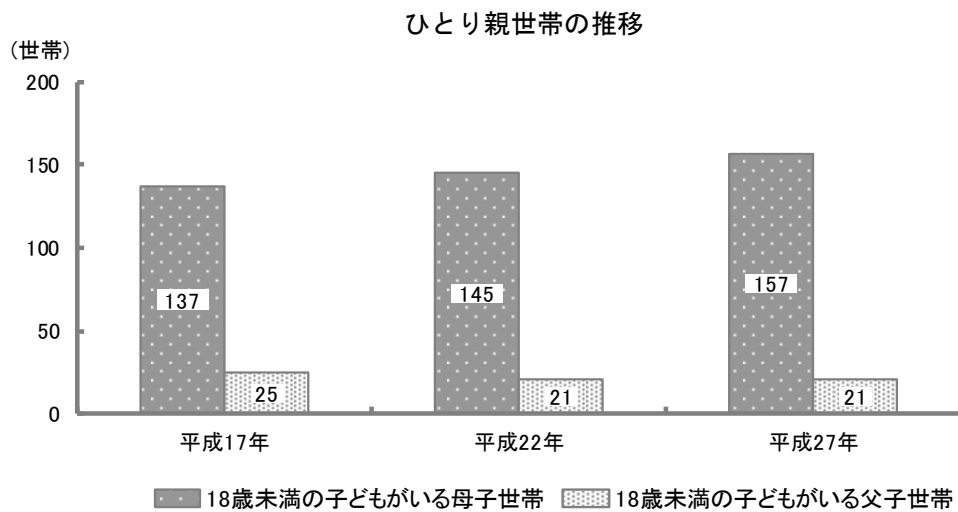
国勢調査の結果、本市の世帯数は、ゆるやかな増加傾向にあり、平成27年では一般世帯数は13,808世帯、核家族世帯数は8,574世帯となっています。一方、平均世帯人員をみると、減少傾向で推移しており、平成27年では2.61人となっています。



※一般世帯数：病院、寮などの施設を除いた世帯。
 ※核家族世帯数：夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯

資料：国勢調査

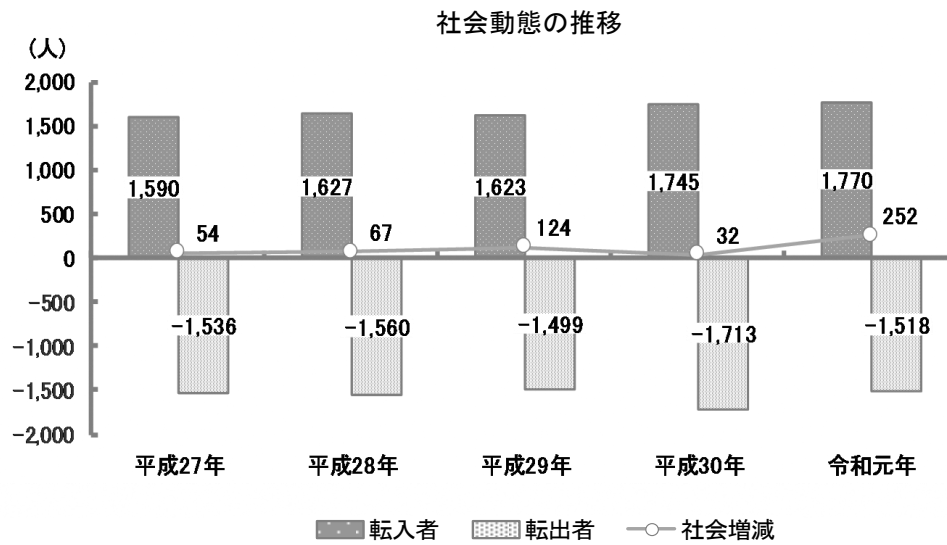
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は増加傾向で、平成27年で157世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は減少傾向にあり、平成27年で21世帯となっています。



資料：国勢調査

③ 社会動態の状況

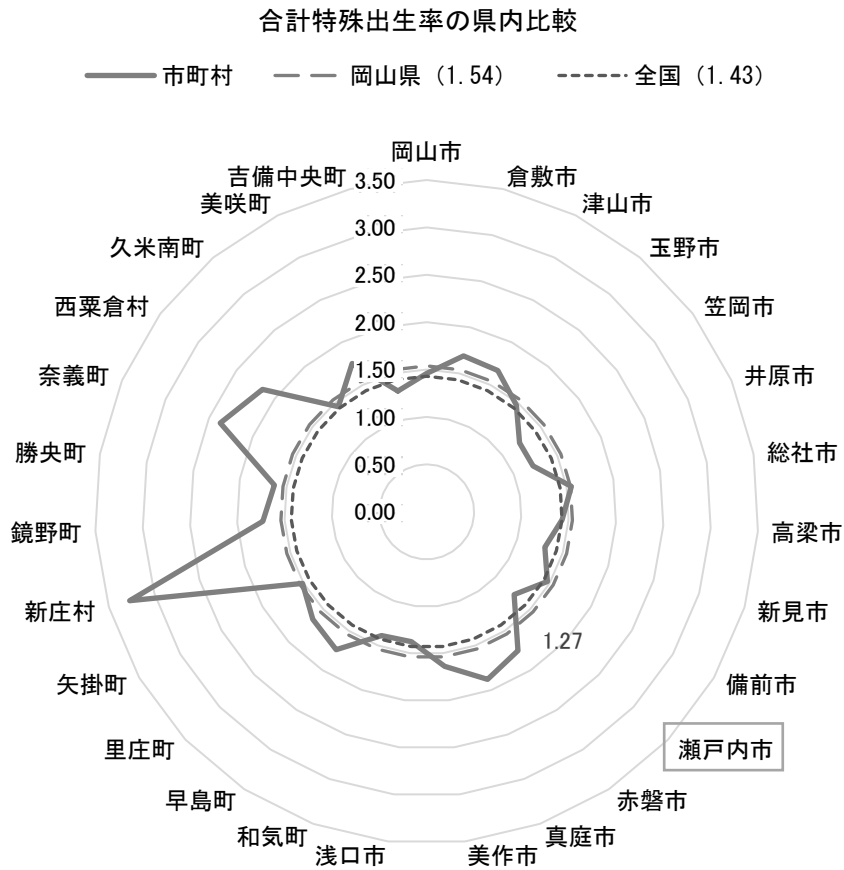
本市の移動の状況を見ると、令和元年では本市への転入が1,770人、転出が1,518人、社会増減は252人となっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日から次年1月1日まで集計）

④ 合計特殊出生率の状況

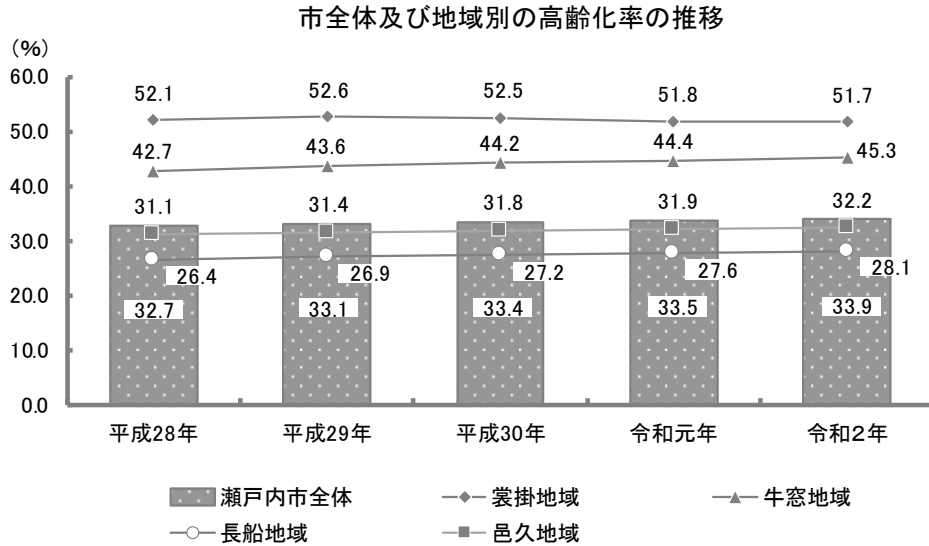
合計特殊出生率の状況をみると、全国平均及び県平均を下回っており、1.27人となっています。これは県内市町村 においては、井原市と笠岡市に次ぐ県内3番目の低い値となっています。



資料：平成29年岡山県衛生統計年報

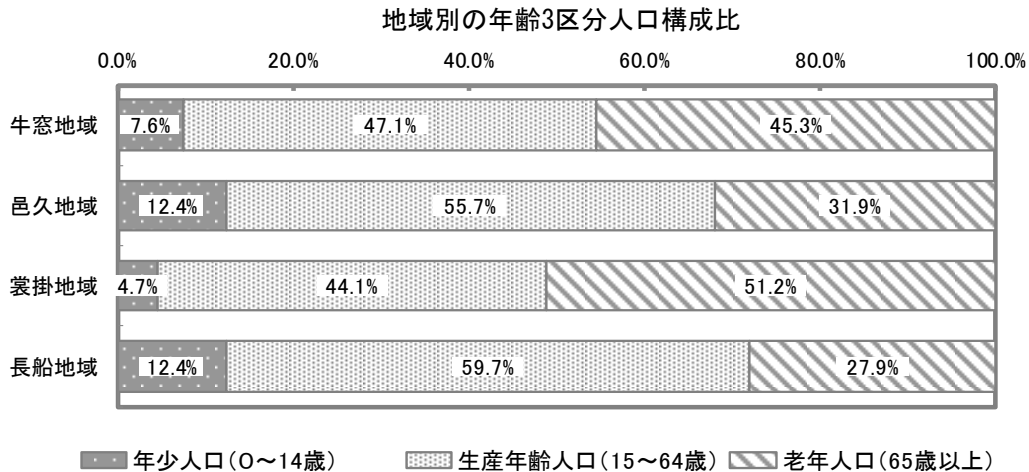
⑤ 地域別の人口等の状況

令和2年の地域別高齢化率は、長船地域が28.1%、邑久地域32.2%、牛窓地域が45.3%、裳掛地域が51.7%となっています。各地域とも高齢化の進行がみられます。



資料：瀬戸内市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（各年9月30日現在）

各地域の年齢3区分人口構成比をみると、高齢化率の高い牛窓地域、裳掛地域は0～14歳人口割合も1割未満となっており、少子高齢化がみられます。

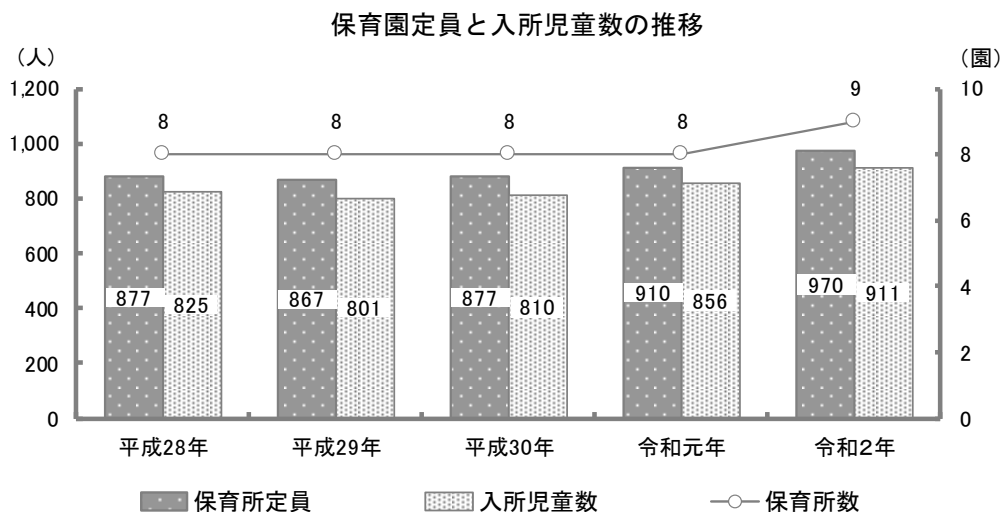


資料：住民基本台帳（令和2年3月31日現在）

(2) 子どもの状況

① 保育園入所児童数等の推移

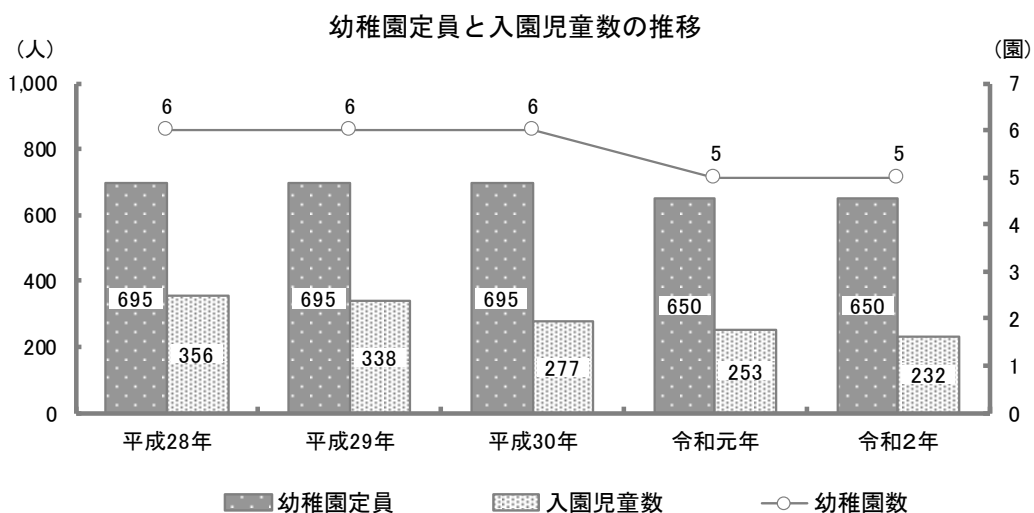
保育園数は令和2年では9か所、定員数は970人、利用者数は911人となっています。



資料：子育て支援課（各年3月31日現在）

② 幼稚園入園児童数等の推移

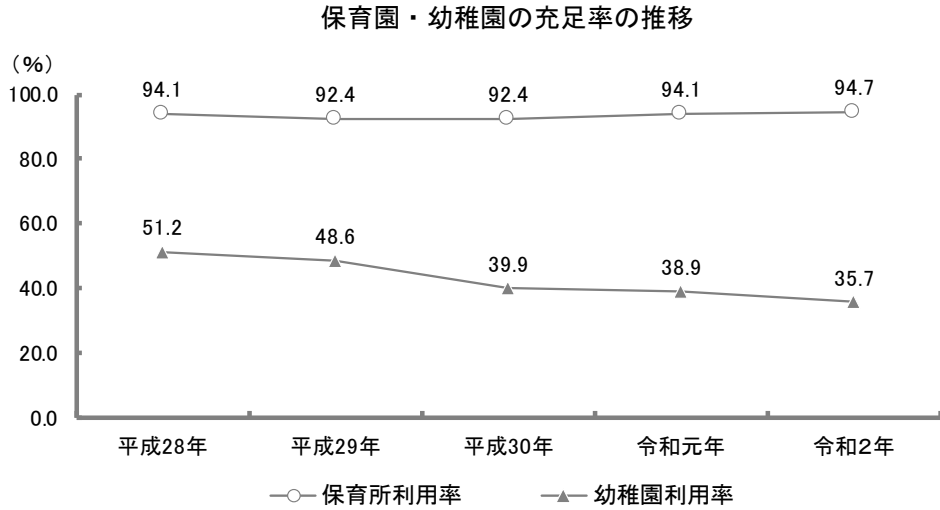
幼稚園数は令和2年現在で5か所、定員数は650人、利用者数は232人と年々減少しています。



資料：教育委員会総務学務課（各年3月31日現在）

③ 保育園・幼稚園の利用率の推移

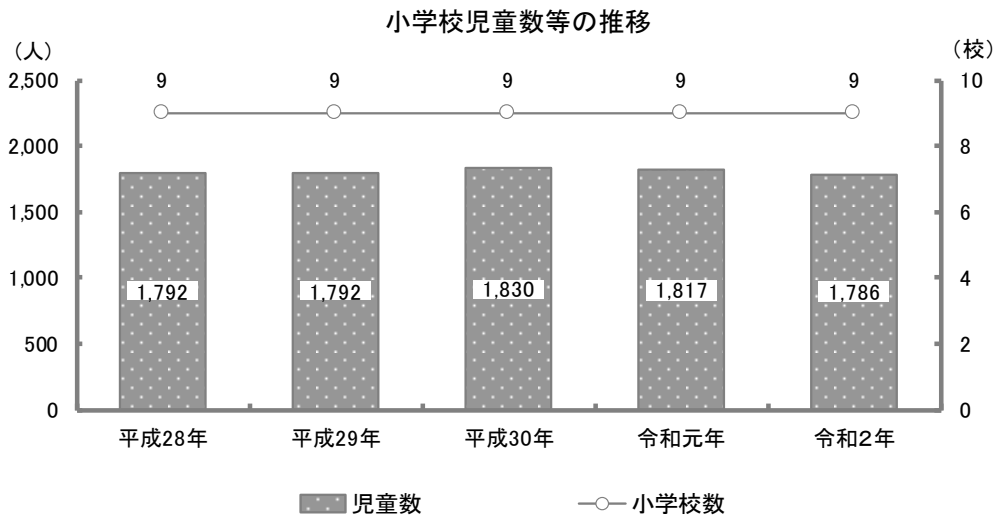
保育園・幼稚園の定員に対する利用率の推移をみると、保育園は微増傾向にあり、令和2年では94.7%となっています。一方で、幼稚園は年々減少し、令和2年では35.7%となっています。



資料：子育て支援課、教育委員会総務学務課（各年3月31日現在）

④ 小学校児童数等の推移

小学校数は令和2年現在9校となっています。児童数は平成30年以降では減少傾向で推移しており、令和2年では1,786人となっています。

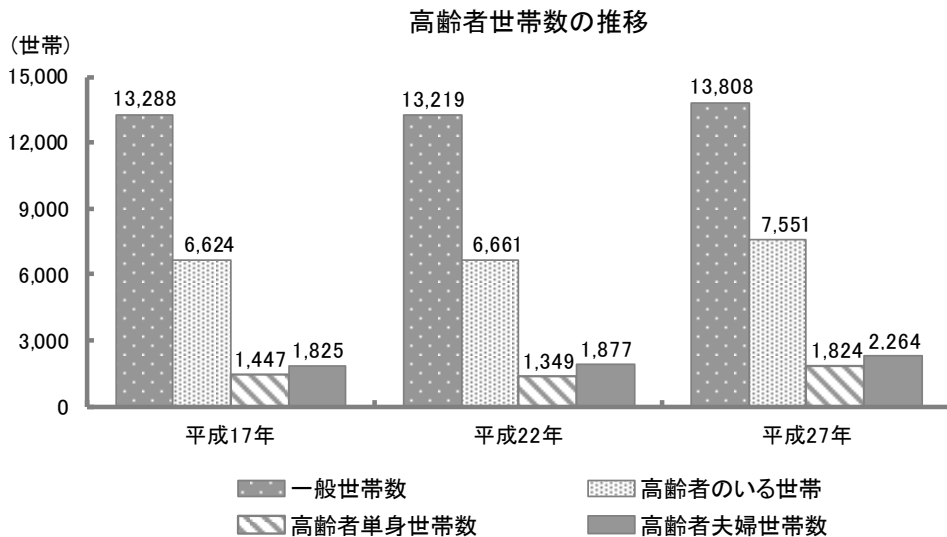


資料：教育委員会総務学務課（各年3月31日現在）

(3) 高齢者の状況

① 高齢者世帯の推移

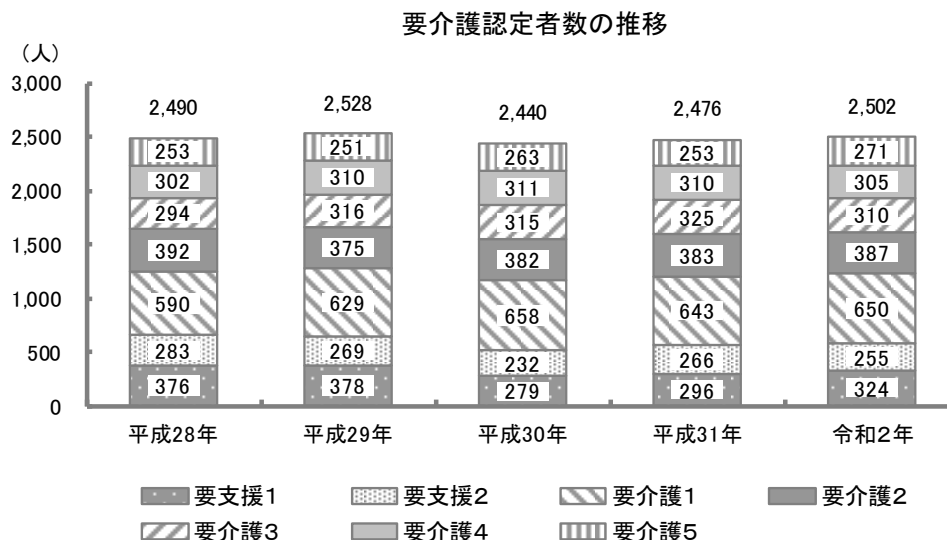
高齢者のいる世帯は増加傾向で推移しており、平成27年では7,551世帯となっています。また、高齢者のみ夫婦世帯は平成27年では2,264世帯、高齢者単身世帯は、1,824世帯となっており、平成17年と比べて増加しています。



資料：国勢調査

② 要介護認定者数の推移

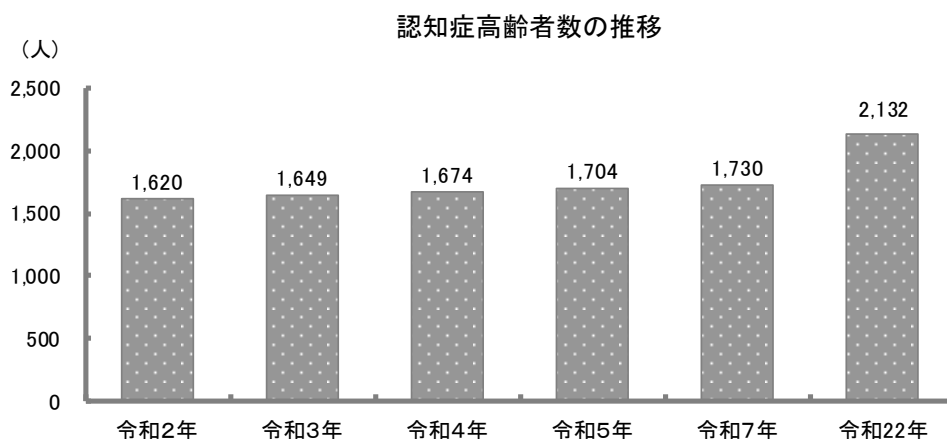
要介護認定者数は平成30年以降増加傾向で推移しており、令和2年では2,502人となっています。介護度別で見ると、平成28年と比較すると要介護1が特に増加しています。



資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（月報）（各年3月末）

(4) 認知症高齢者数の推計

認知症高齢者数（自立度判定がⅡa以上）の推計をみると、令和2年では1,620人でしたが、年々増加し令和5年で1,704人、令和7年で1,730人、令和22年で2,132人と推計されます。

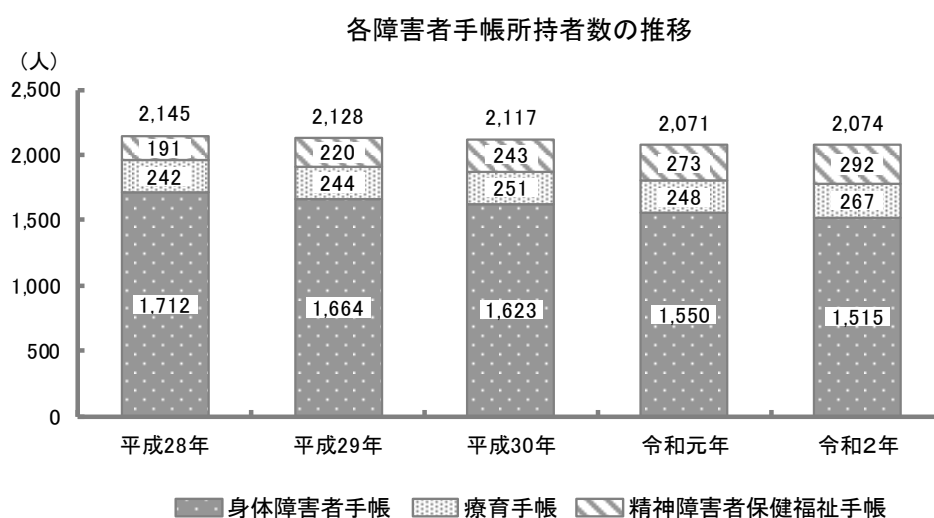


※令和2年度における要介護認定者数に対する認知症自立度判定Ⅱa以上の出現率より算出

(5) 障がいのある人の状況

① 障害者手帳所持者数の状況

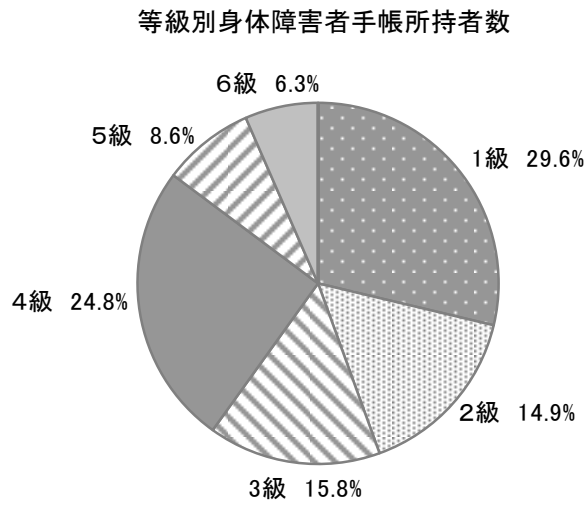
身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和2年では1,515人となっています。療育手帳所持者数は令和2年では267人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は292人となっています。



資料：福祉課（各年4月1日現在）

② 身体障がいのある人の状況

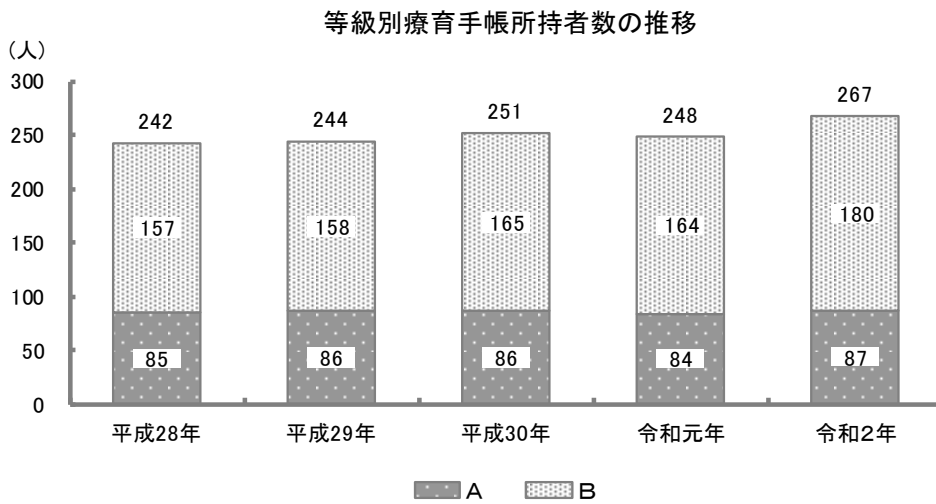
等級別では1級が最も多く29.6%で、次いで4級が24.8%となっています。



資料：福祉課（令和2年4月1日現在）

③ 知的障がいのある人の状況

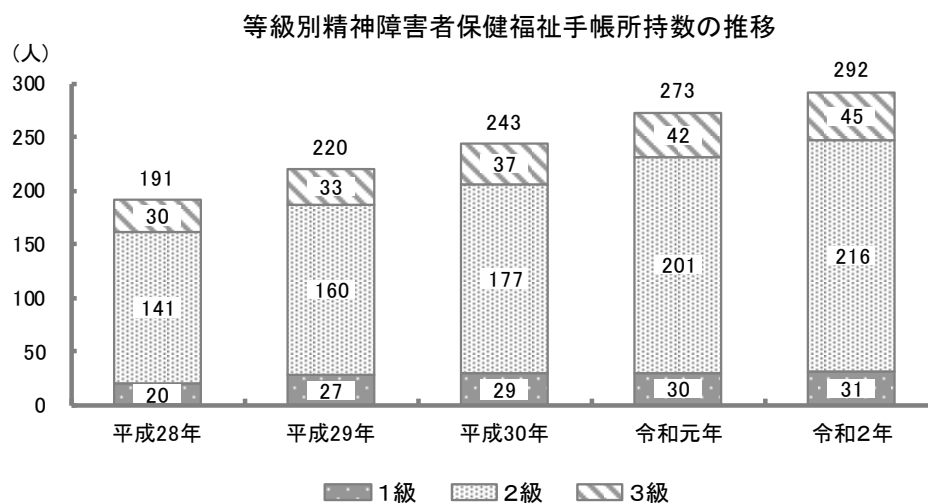
等級別ではAは概ね横ばいで推移し、Bが増加傾向で、令和2年ではAが87人、Bが180人となっています。



資料：福祉課（各年4月1日現在）

④ 精神障がいのある人の状況

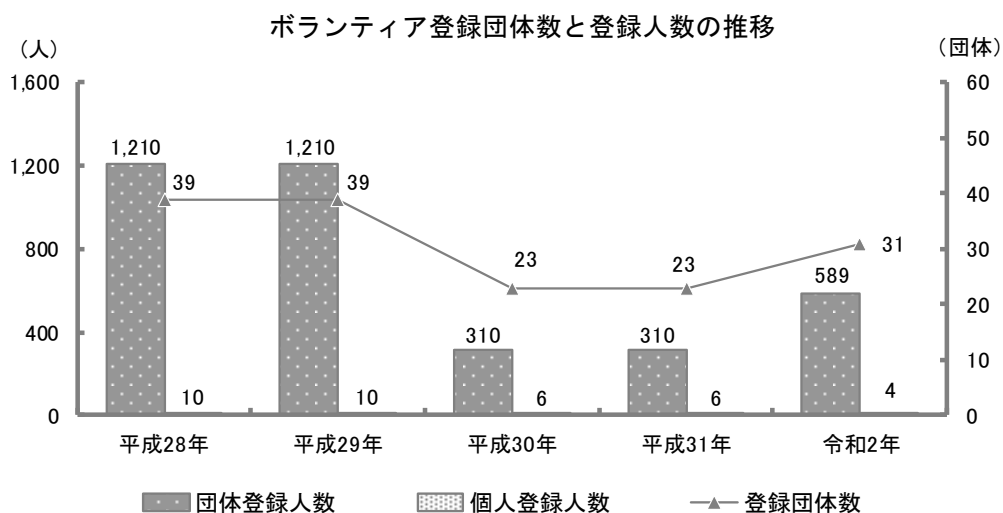
精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和2年で292人と、平成28年から約100人増加しています。



資料：福祉課（各年4月1日現在）

(6) ボランティア団体の状況

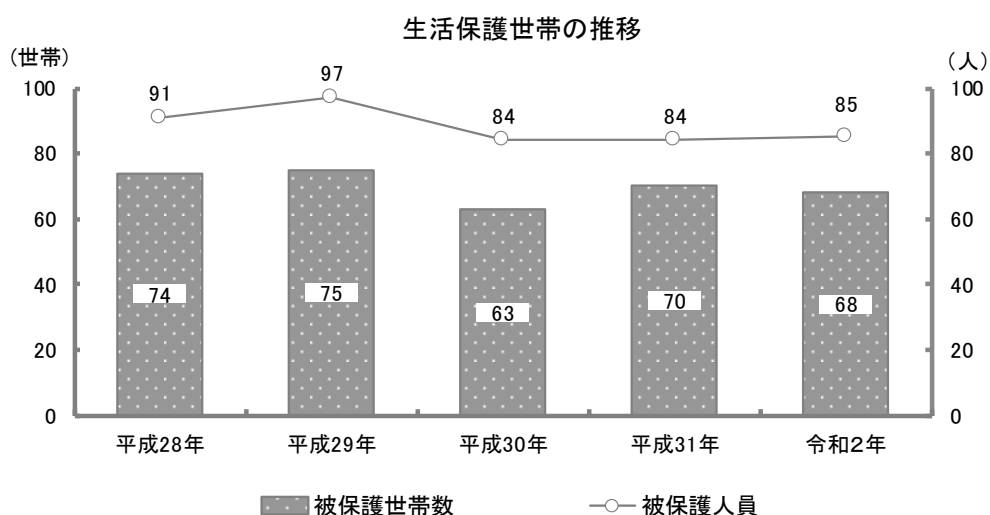
瀬戸内市ボランティア連絡協議会に登録している登録団体数は、令和2年では31団体となっています。



資料：市の統計（各年3月31日現在）

(7) 生活困窮者の状況

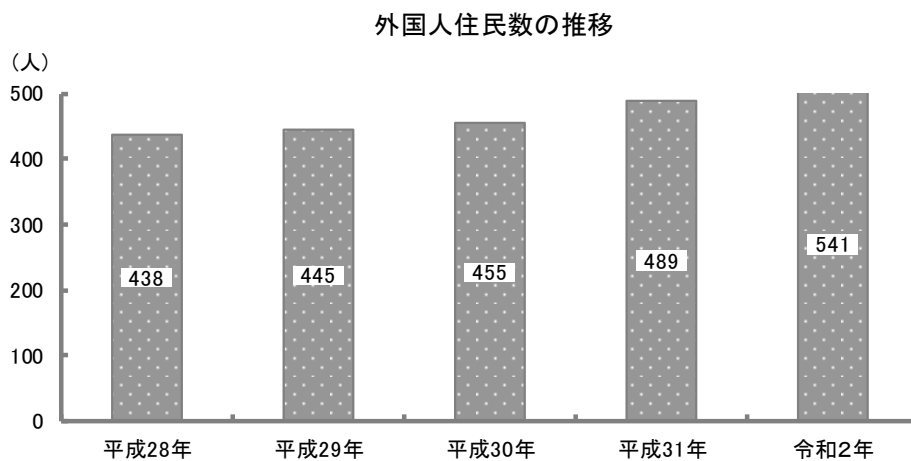
本市の被保護世帯数は、令和2年では68世帯、被保護人員は85人となっています。



資料：市の統計（各年3月31日現在）

(8) 外国人住民数の推移

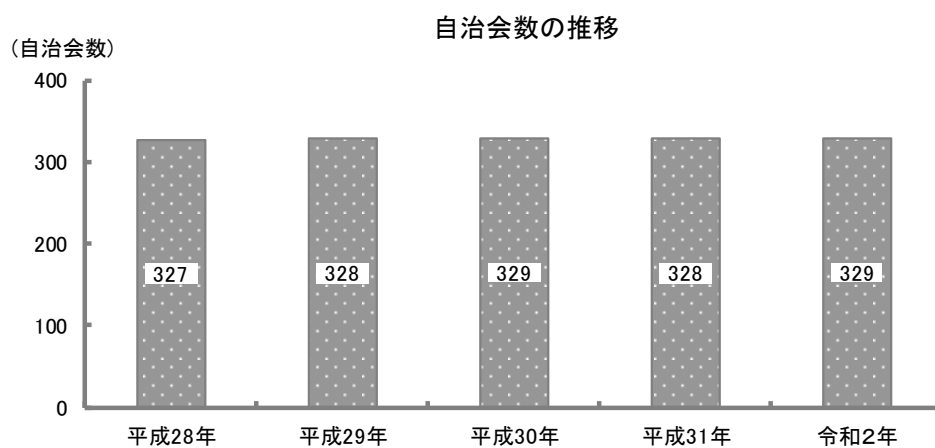
外国人住民数は増加傾向にあり、令和2年では541人となっています。



資料：市の統計（各年3月31日現在）

(9) 自治会の状況

自治会数は横ばいで推移しており、令和2年では329となっています。



資料：市の統計（各年3月31日現在）

2 アンケート調査からみえる瀬戸内市の現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

計画の策定にあたり、地域社会の現状や地域活動等への参加状況などを把握し、市民ニーズに即した計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施しました。

② 調査対象

瀬戸内市在住の18歳から80歳の市民2,000人を無作為抽出

③ 調査期間

令和2年11月13日から令和2年12月2日まで

④ 調査方法

郵送による配布・回収

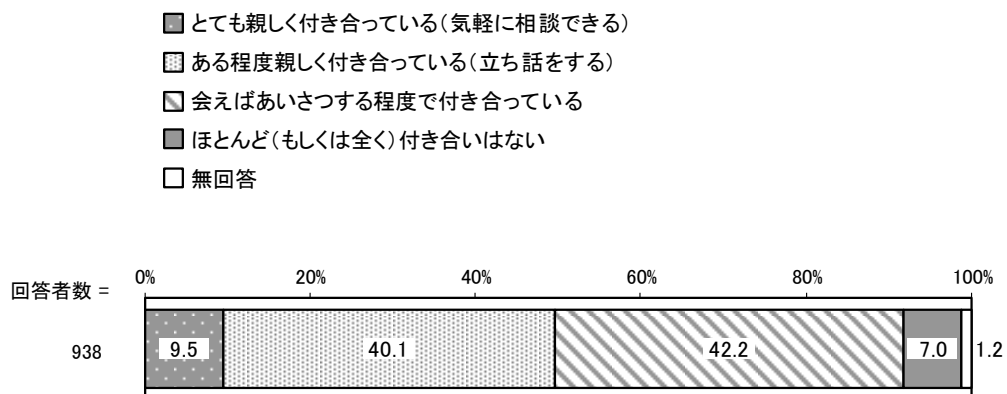
⑤ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
2,000 通	938 通	46.9%

(2) 主な調査結果

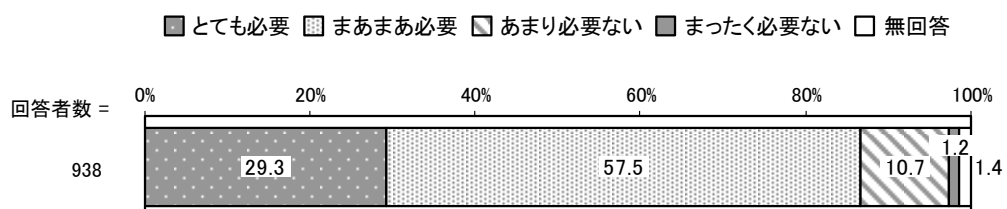
① 近所づきあいについて

「会えばあいさつする程度で付き合っている」の割合が42.2%と最も高く、次いで「ある程度親しく付き合っている(立ち話をする)」の割合が40.1%となっています。



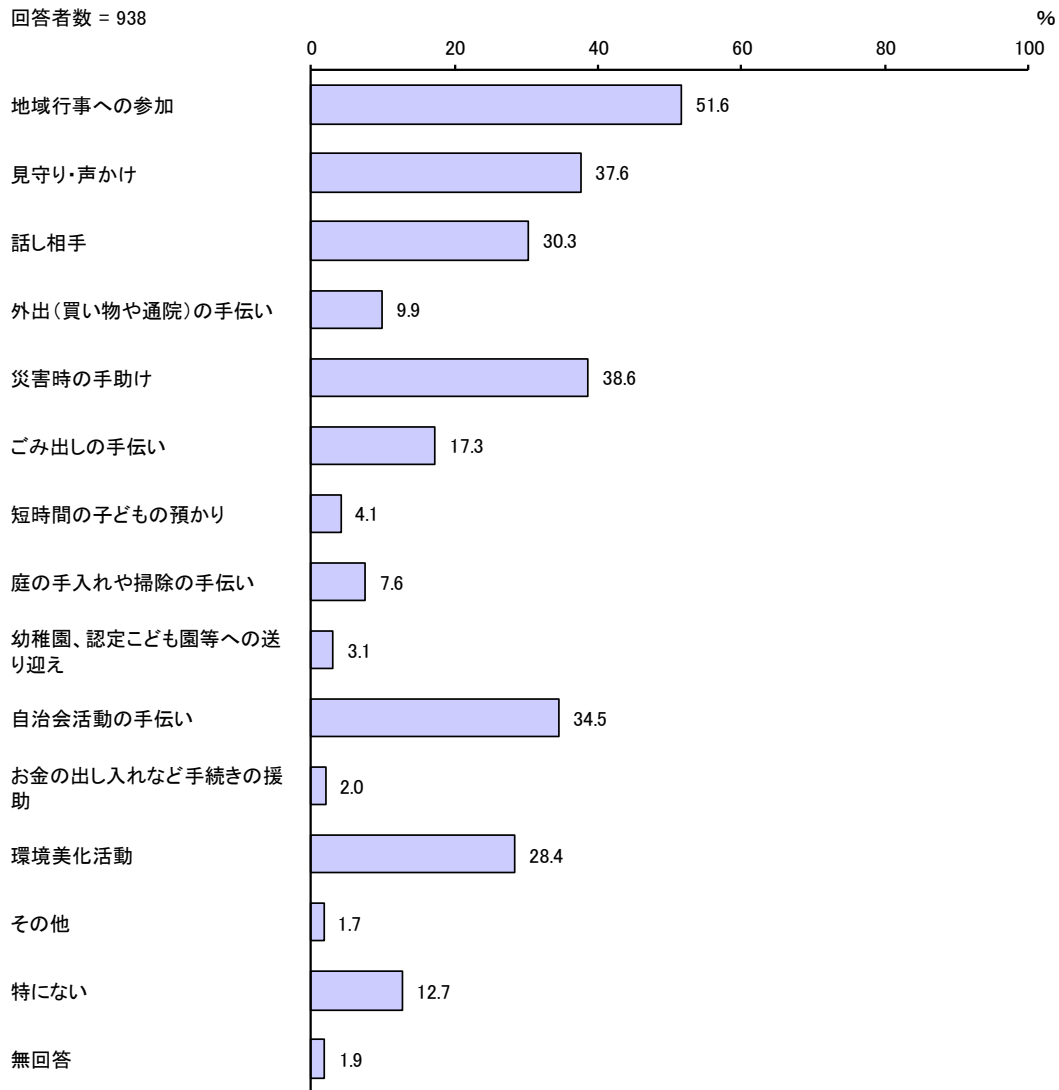
② 近所づきあいの必要性について

「まあまあ必要」の割合が57.5%と最も高く、次いで「とても必要」の割合が29.3%、「あまり必要ない」の割合が10.7%となっています。



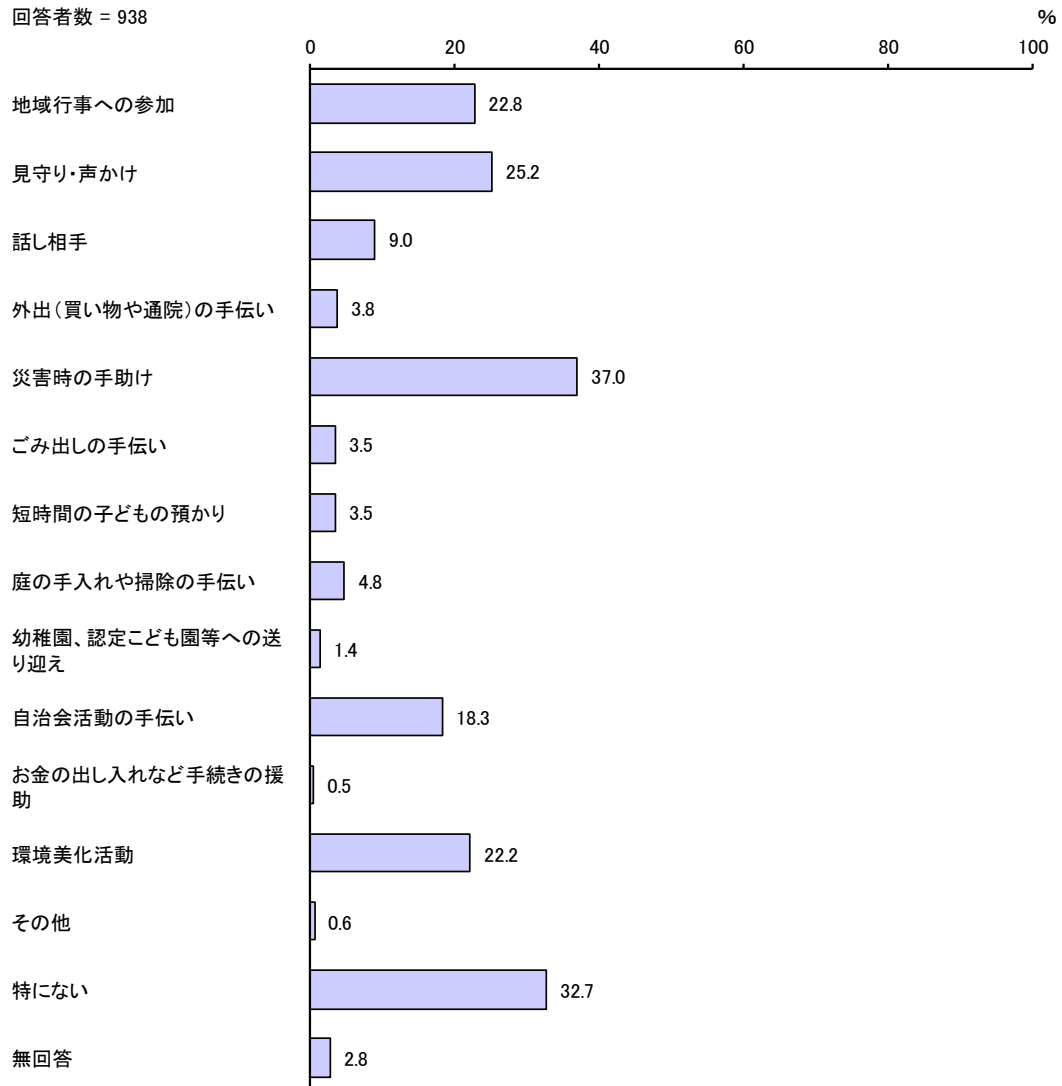
③ 地域への手助けについて

「地域行事への参加」の割合が51.6%と最も高く、次いで「災害時の手助け」の割合が38.6%、「見守り・声かけ」の割合が37.6%となっています。



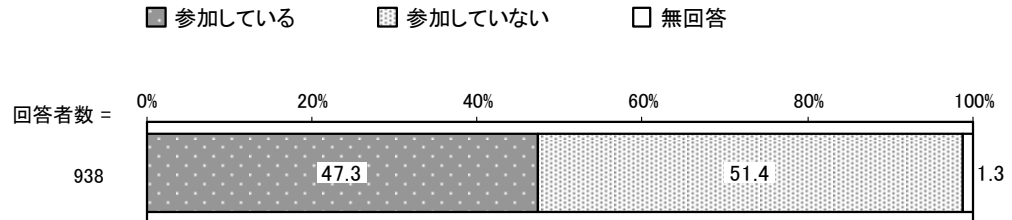
④ 地域にしてほしい手助けについて

「災害時の手助け」の割合が37.0%と最も高く、次いで「特にない」の割合が32.7%、「見守り・声かけ」の割合が25.2%となっています。



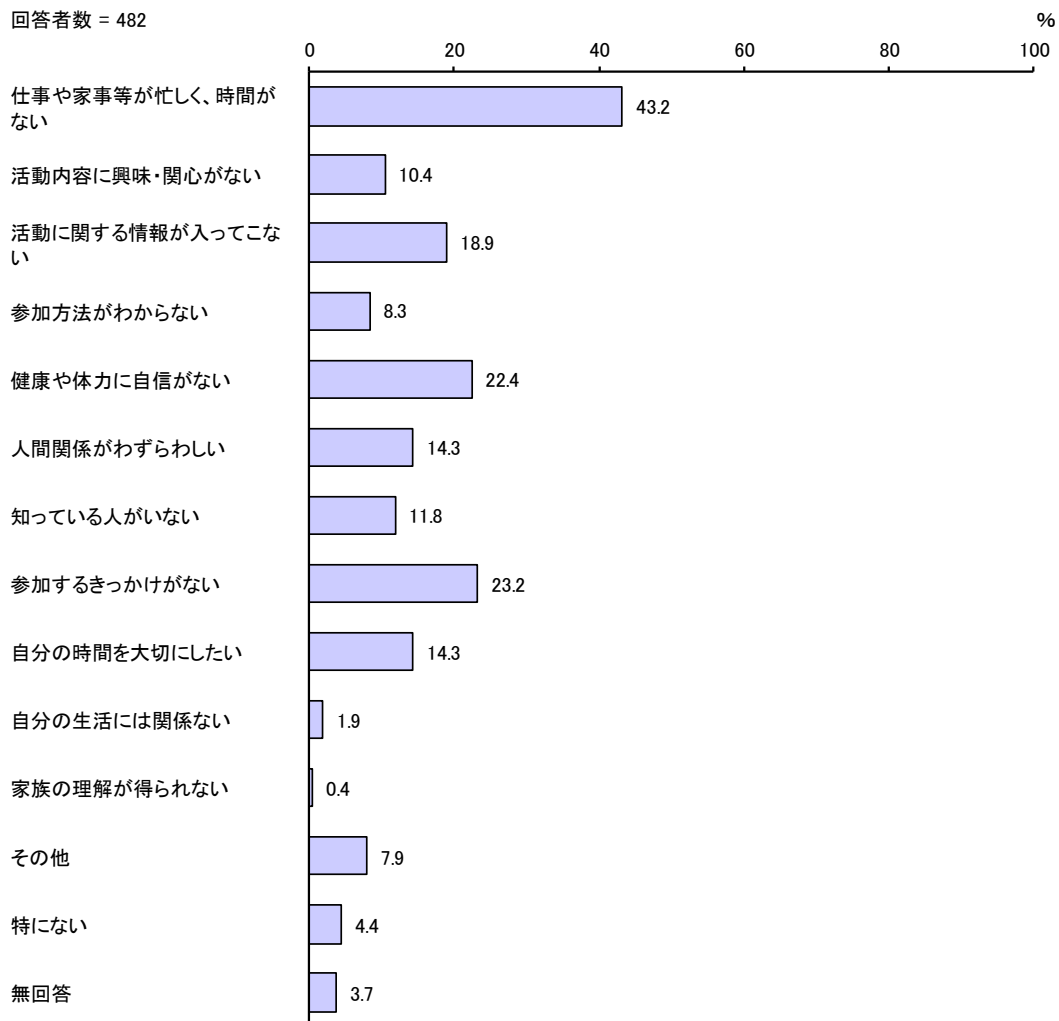
⑤ 地域活動の参加について

「参加している」の割合が47.3%、「参加していない」の割合が51.4%となっています。



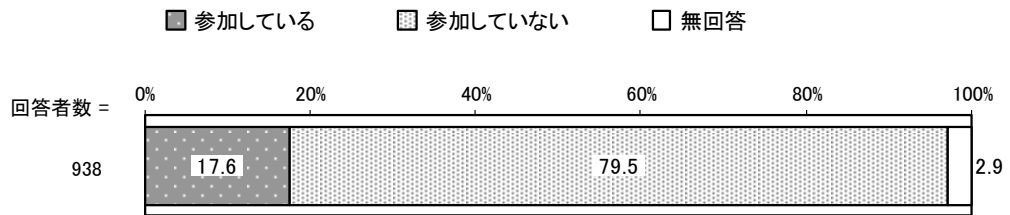
⑥ 地域活動に参加していない理由について

「仕事や家事等が忙しく、時間がない」の割合が43.2%と最も高く、次いで「参加するきっかけがない」の割合が23.2%、「健康や体力に自信がない」の割合が22.4%となっています。



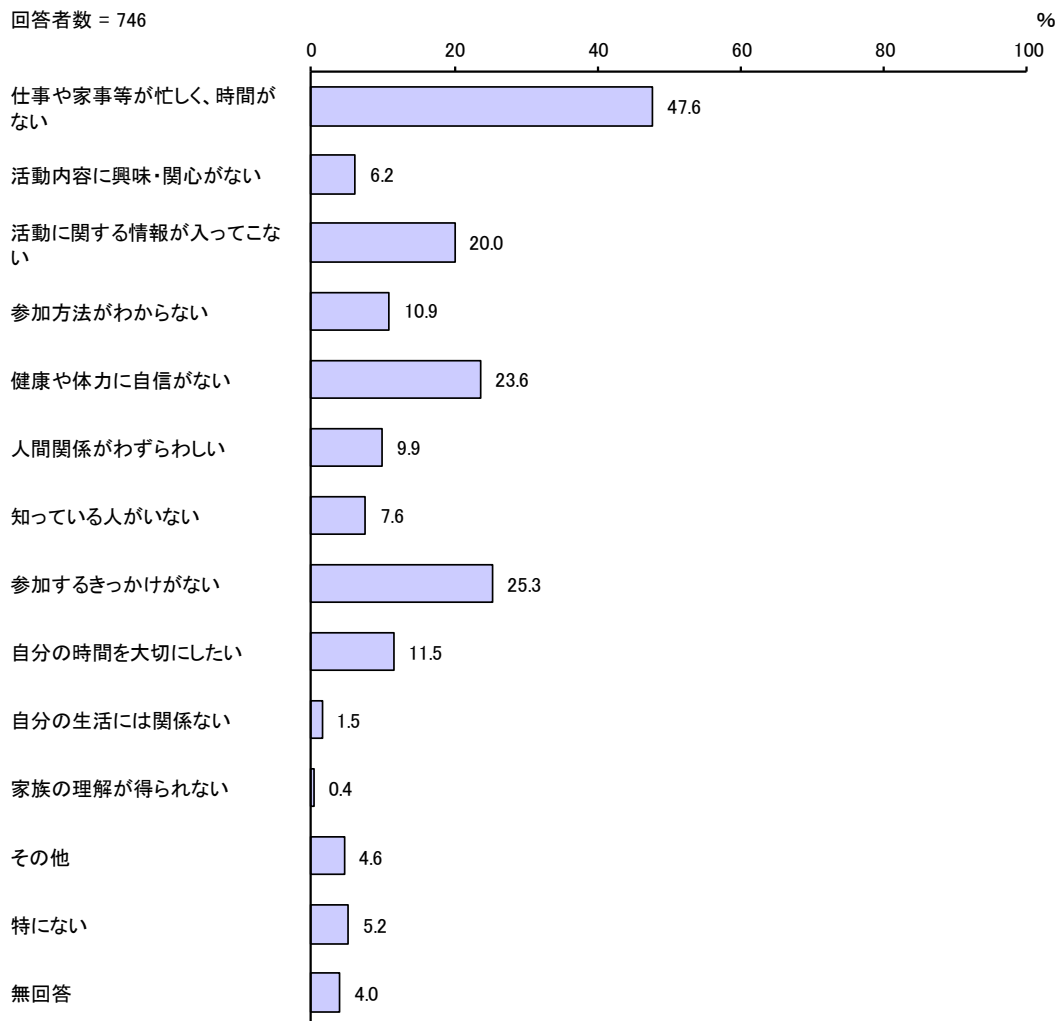
⑦ ボランティア活動の参加について

「参加している」の割合が17.6%、「参加していない」の割合が79.5%となっています。



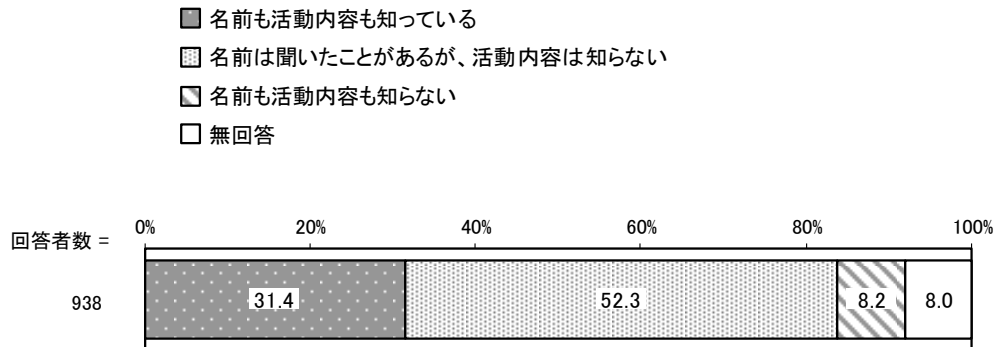
⑧ ボランティア活動に参加していない理由について

「仕事や家事等が忙しく、時間がない」の割合が47.6%と最も高く、次いで「参加するきっかけがない」の割合が25.3%、「健康や体力に自信がない」の割合が23.6%となっています。



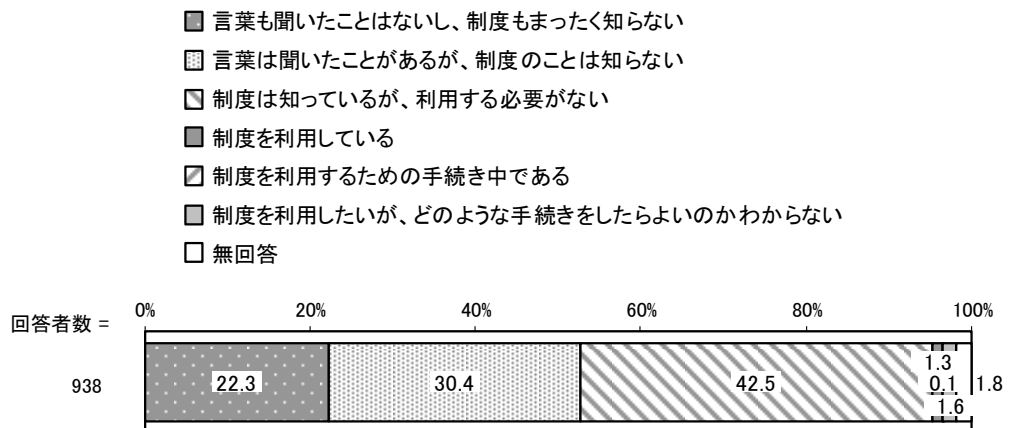
⑨ 民生委員児童委員の認知度について

「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」の割合が52.3%と最も高く、次いで「名前も活動内容も知っている」の割合が31.4%となっています。



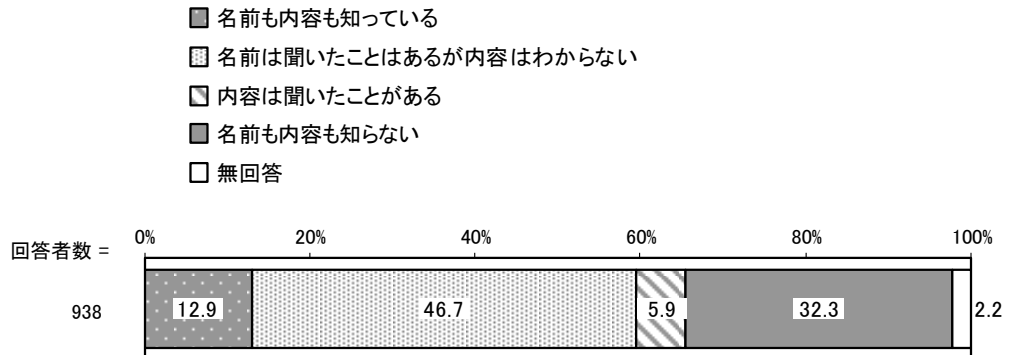
⑩ 成年後見制度の認知度について

「制度は知っているが、利用する必要がない」の割合が42.5%と最も高く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」の割合が30.4%、「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」の割合が22.3%となっています。



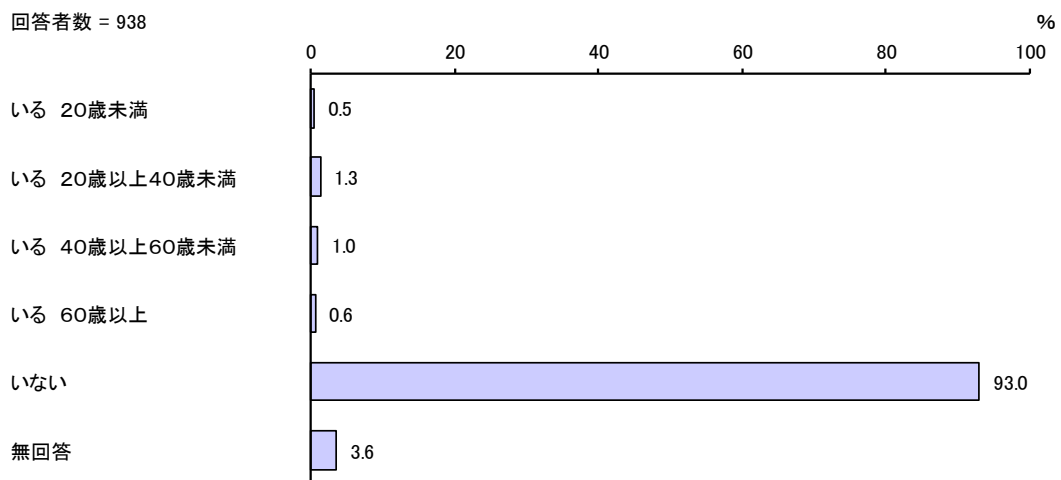
⑪ 生活困窮者自立支援法（制度）の認知度について

「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が46.7%と最も高く、次いで「名前も内容も知らない」の割合が32.3%、「名前も内容も知っている」の割合が12.9%となっています。



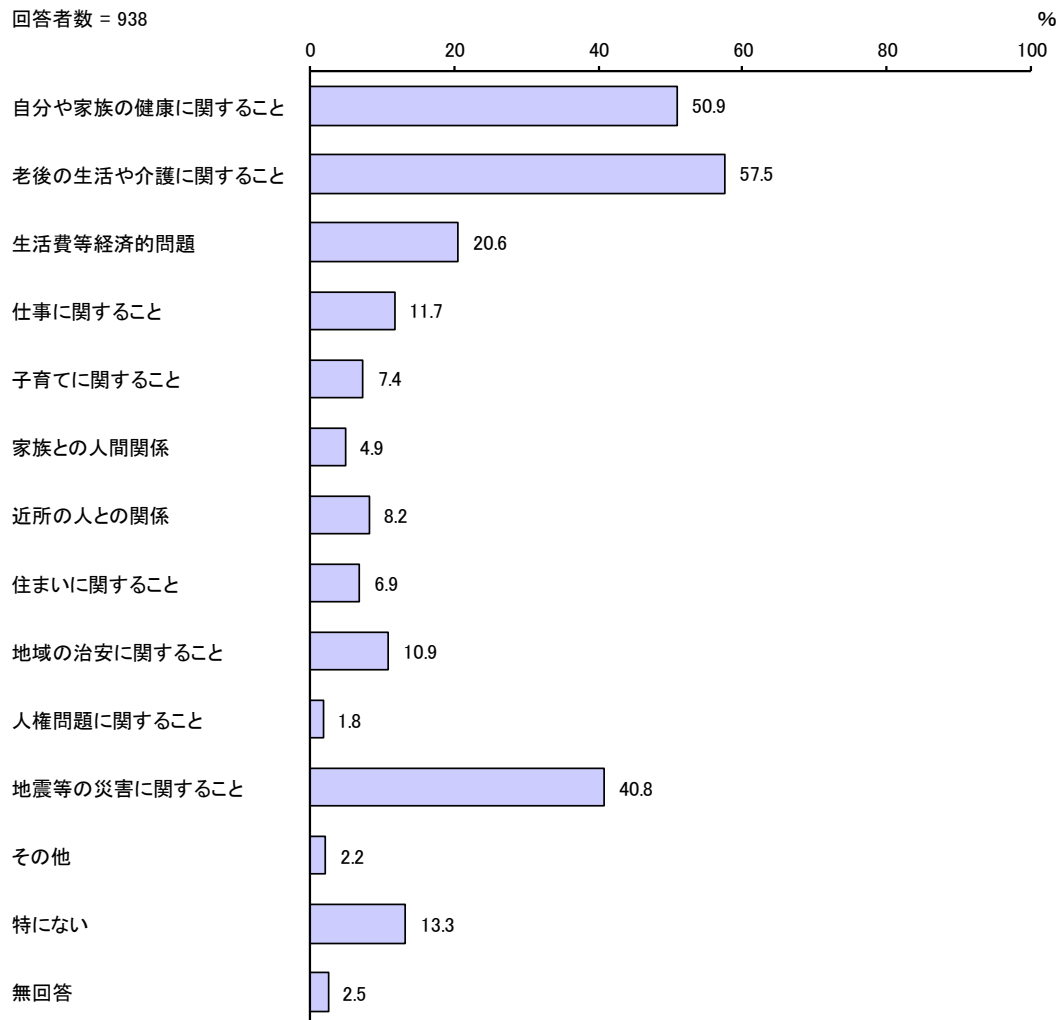
⑫ ひきこもりの状況について

「いない」の割合が93.0%、「いない」と無回答を除いた「いる」の割合が3.4%となっています。



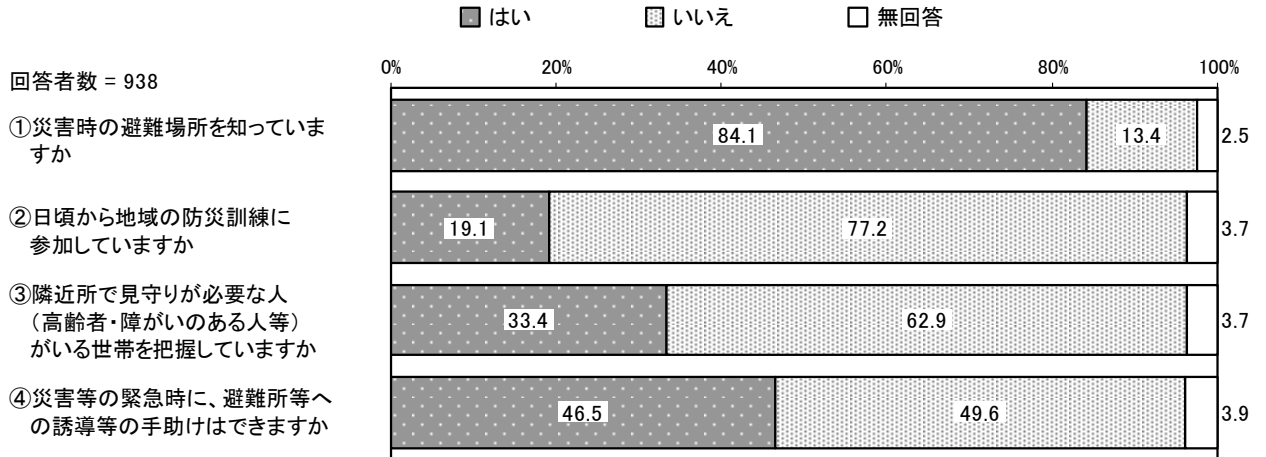
⑬ 日常生活の中で不安に思っていることについて

「老後の生活や介護に関すること」の割合が57.5%と最も高く、次いで「自分や家族の健康に関すること」の割合が50.9%、「地震等の災害に関すること」の割合が40.8%となっています。



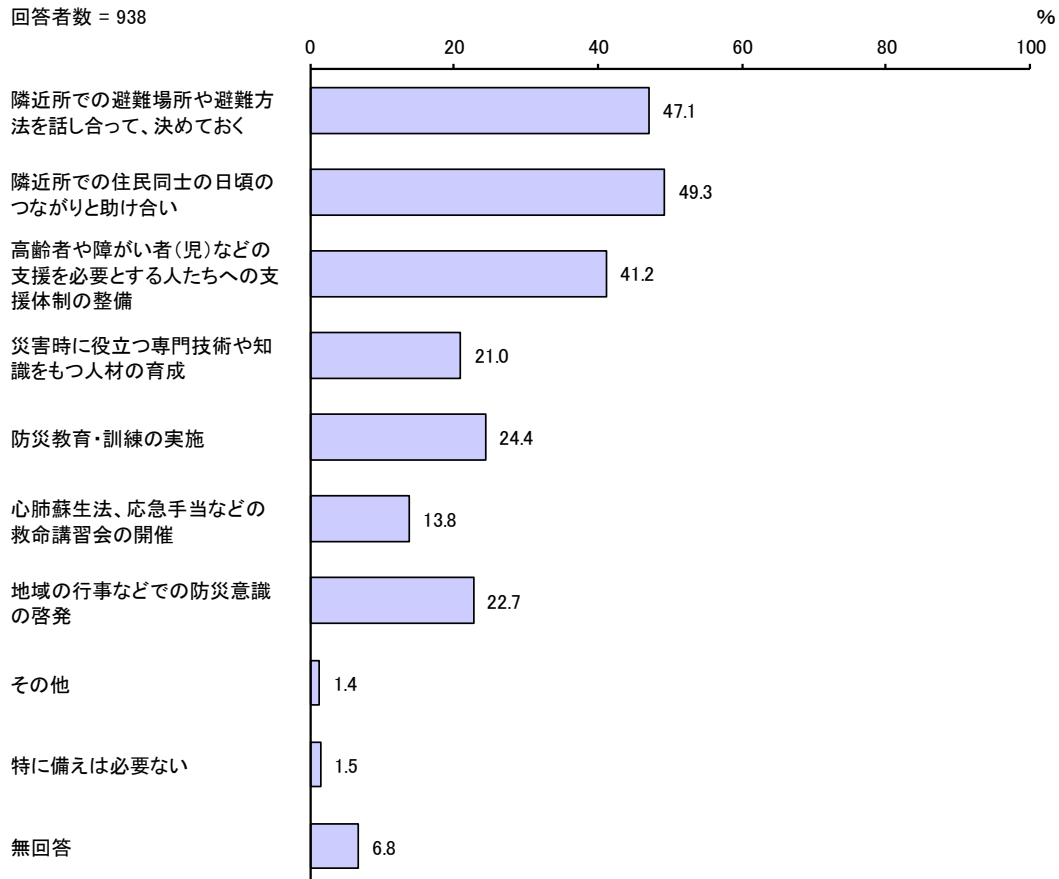
⑭ 防災について

『①災害時の避難場所を知っていますか』で「はい」の割合が高くなっています。また、『②日頃から地域の防災訓練に参加していますか』で「いいえ」の割合が高くなっています。



⑮ 災害時の地域での備えについて

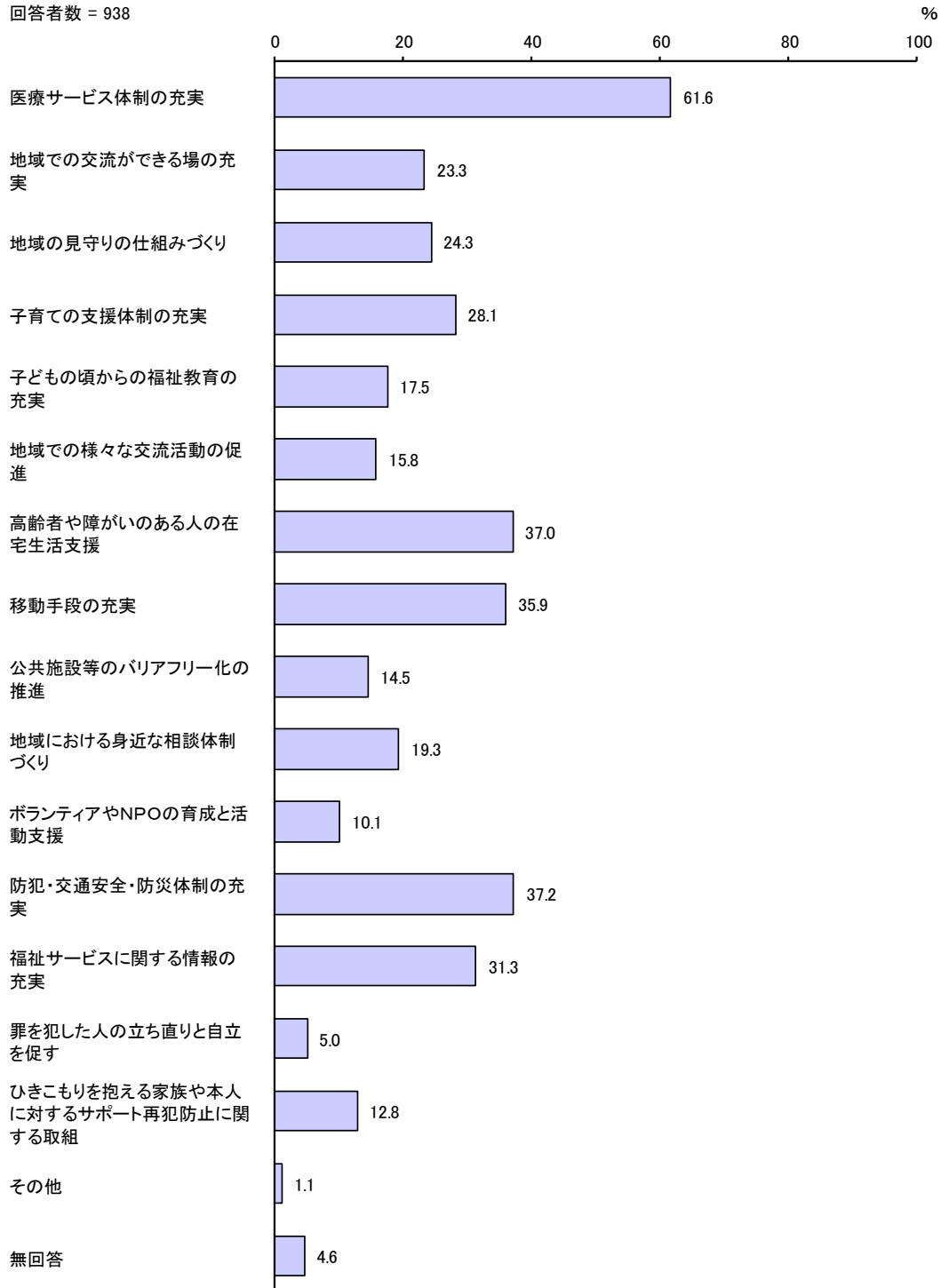
「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」の割合が49.3%と最も高く、次いで「隣近所での避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく」の割合が47.1%、「高齢者や障がい者(児)などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」の割合が41.2%となっています。



⑯ 地域福祉・施策を進めるための取り組みについて

「医療サービス体制の充実」の割合が61.6%と最も高く、次いで「防犯・交通安全・防災体制の充実」の割合が37.2%、「高齢者や障がいのある人の在宅生活支援」の割合が37.0%となっています。

回答者数 = 938



3 瀬戸内市の地域福祉の課題

本市の地域福祉を取り巻く課題を、地域福祉に関するアンケート調査結果等を踏まえ、前計画の基本目標ごとに整理しました。

「基本目標 1. 地域のつながりからはじまる人づくり」の課題

地域福祉を推進するためには、住民の交流を促進し、一人ひとりの地域福祉に対する関心を高めることで、地域福祉活動に主体的に関わっていく人づくりが重要です。

地域福祉に関するアンケート結果では、近所付き合いについて、「とても親しく付き合っている」、「ある程度親しく付き合っている」が合わせて約5割となっています。

また、近所づきあいが必要と感じている人は、「まあまあ必要」、「とても必要」を合わせて8割半ば、地域活動に参加している人は約5割となっています。

この結果から、多くの住民が近所づきあいを重要だと考え、実際に交流しており、さらに半数近くが地域活動に参加していることから、身近な人に自分から声をかけ、一緒に活動に参加することで、近所付き合いをきっかけとした地域での支え合い、助け合いを促進するとともに、助け合い・支え合いの意識を醸成するため、より一層の福祉・人権教育や広報・啓発活動の充実を図ることが必要です。

「基本目標 2. 安全・安心な暮らしを支え合える地域づくり」の課題

住み慣れた地域でいつまでも安心・安全に暮らしていくためには、地域活動やボランティア活動の充実や、地域の課題を地域全体で解決していく仕組みづくりが必要です。また、近年頻発している異常気象や新型コロナウイルス感染症拡大等により、緊急時における体制の整備が求められています。

地域福祉に関するアンケート結果では、地域活動に参加している人が約5割である一方、ボランティア活動に参加している人は約2割と低くなっており、地域活動、ボランティア活動ともに、参加していない理由として、「きっかけがない」、「活動に関する情報が入ってこない」、ということが挙げられています。

また、避難場所についての認知度は8割と高い一方、地域の防災訓練に参加している人は約2割、隣近所で見守りが必要な人がいる世帯を把握している人は3割にとどまっています。

しかし、地震などの災害に必要な備えについて、「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」が約5割となっています。さらに、地域でしてほしい手助けについ

て、「災害時の手助け」が約4割、「見守り・声かけ」が2割半ばとなっています。他方、地域でできる手助けについて、「地域行事への参加」が5割、「災害時の手助け」「見守り・声かけ」が約4割となっています。

これらから、半数近くの市民が、災害への備えとして日ごろからのつながりを重要だと考えており、手助けをしたい、してほしいというニーズもみられることから、今後は防災に向けた取り組みをきっかけとして、地域活動やボランティア活動のさらなる展開や、地域福祉のネットワークづくりを進めるとともに、より多くの人々が活動に参加できるよう、情報提供の充実を図ることが重要です。

「基本目標3. 福祉サービスの利用に向けた仕組みづくり」の課題

社会情勢の変化やライフスタイルの多様化により、市民が抱える地域課題も複雑化してきており、制度の狭間といわれる生活課題なども表面化し、何らかの必要とする人が適切な支援につながる体制が必要です。

地域福祉に関するアンケート結果では、日常生活で日頃から不安に感じていることについて、「老後の生活や介護のこと」が約6割、「自分や家族の健康に関すること」が5割、「地震等の災害に関すること」が4割、「生活費等経済的問題」が2割となっています。また、ひきこもりの人がいる割合は3.4%ではあるものの、各年代に一定数おり、多くの市民が生活に対し何らかの不安を抱えているとともに、その内容も多様化・複雑化していることがうかがえます。

さらに、成年後見制度の認知度については、「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」が3割、「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」が2割となっており、生活困窮者自立支援法については、知らない人が3割となっています。

そのような中、民生委員児童委員の認知度については、「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が5割、「名前も活動内容も知っている」が3割と、その認知度は8割を上回っていることから、住民が抱える生活課題を解決につなげるため、民生委員児童委員の活動内容の周知や、活動を通じた成年後見制度をはじめとする各種支援制度の利用促進を図るとともに、関係機関や団体と連携を強化し、重層的な相談・情報提供体制を整備することが必要です。

さらに、地域福祉・施策を推進するために必要なことについて、「高齢者や障がいのある人の在宅生活支援」、「移動手段の充実」がいずれも約4割となっていることから、すべての住民にとって暮らしやすい生活環境の整備が求められています。



計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

本市では、「第2次総合計画（後期基本計画）」において、市のめざす将来像「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」をめざし、施策を推進しています。

地域福祉をめぐる状況は、大きく変化しており、様々な分野の課題が絡み合い複雑化しています。これらの課題の解決にむけては、地域福祉推進の主役である市民が、自らが暮らす地域の問題を「我が事」ととらえ主体的に地域福祉活動に参画するとともに、地域活動団体、ボランティア団体、社会福祉協議会などと行政が連携を図りながら、地域における助け合い、支え合いにより解決に向けて取り組むことが重要です。

本計画では、総合計画のめざす将来像や基本方針を踏まえるとともに、国が示す地域共生社会の実現をめざし、第2期瀬戸内市地域福祉計画の基本理念『人がともに支え合い 誰もが心豊かに暮らせるまち 瀬戸内』を継承し、本市に暮らすすべての人が、支援の「支え手」、「受け手」という関係を超えてつながり、助け合い・支え合いの輪を広げることで、誰もが心豊かに暮らせるまちをめざします。

**人がともに支え合い
誰もが心豊かに暮らせるまち 瀬戸内**

2 基本目標

(1) 持続可能な地域福祉の土台となる人づくり、地域づくり

地域福祉を推進する上で、一人ひとりが支え合い・助け合いの意識を持ち、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に対し自ら参画し、解決につなげていくことが必要です。

そのため、福祉・人権教育、地域での交流を促進することで、市民の福祉意識を醸成するとともに、地域福祉を担う人材の育成と地域活動・ボランティア活動を充実させ、市民や地域の団体など地域の資源を最大限活用し、支え合いや助け合いの活動を促進することで、持続可能な地域福祉の仕組みづくりを推進します。

(2) 住民の困りごとを解決につなげる仕組みづくり

地域では、子どもから高齢者、障がいのある人や外国人等、生活課題は多様化・複雑化しており、相談支援体制の充実が求められています。

そのため、支援が必要な人が適切な相談を受けられ、必要な支援につながるよう、関係機関の連携体制の強化を図り、相談支援体制の充実を図ります。

また、地域の福祉ニーズに応じた、福祉サービスを充実させ、市民が抱える課題が解決につながるような体制づくりを推進します。

(3) 安全・安心な暮らしを支え合える地域づくり

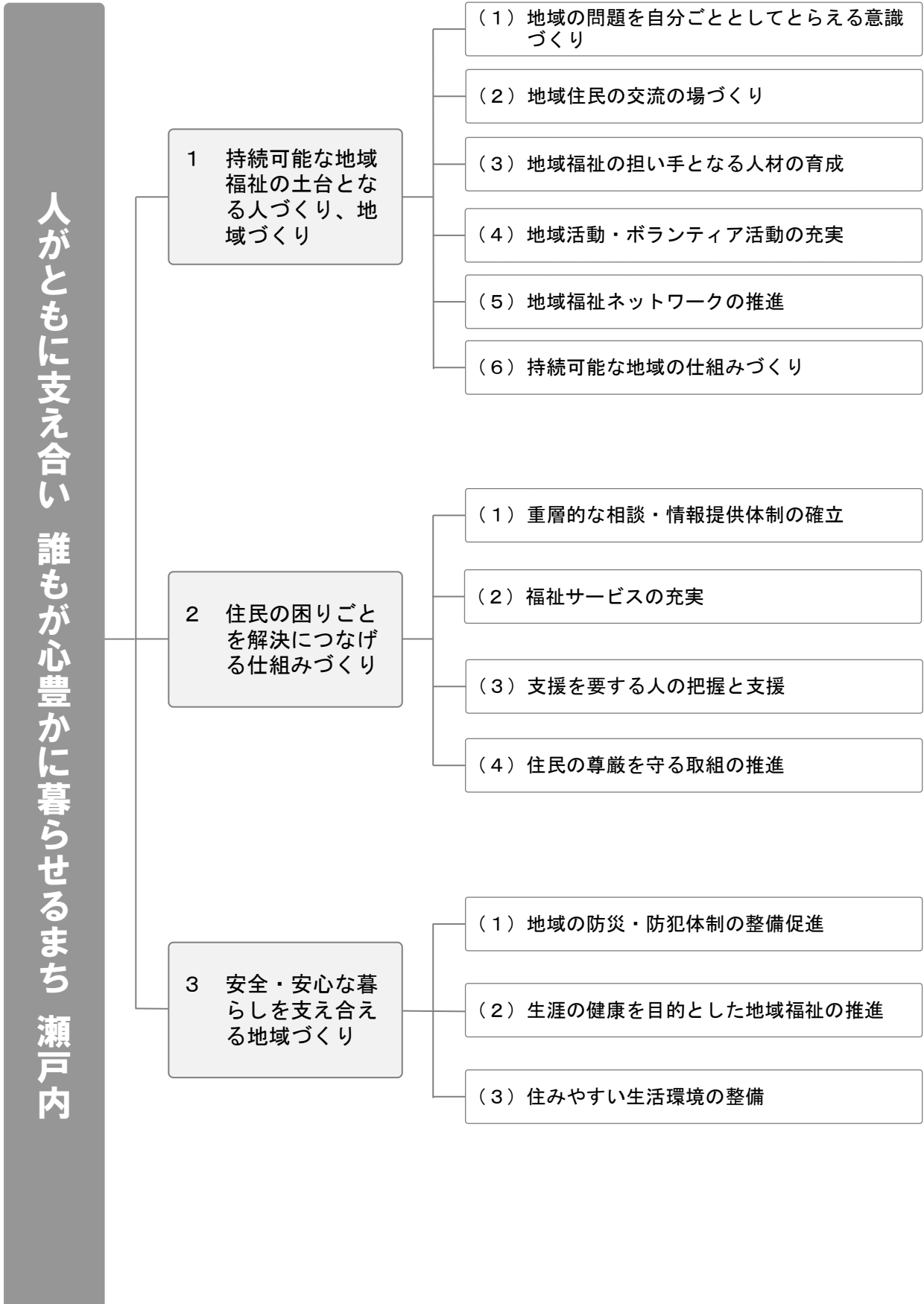
誰もが、地域で安全・安心に暮らせるよう、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、日頃から地域の助け合いをすすめて、地域の防災・防犯体制を整備します。また、誰もが、地域でいつまでもいきいきと暮らし、地域の中で様々な活動をするように、ライフステージや個人の心身の状態に合わせた健康づくりや生きがい活動による地域福祉を推進するとともに、誰もが快適に生活できる、環境づくりに取り組みます。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本方針]





施策の展開

基本目標 1 持続可能な地域福祉の土台となる人づくり、地域づくり

(1) 地域の問題を自分ごととしてとらえる意識づくり

【今後の方向性】

地域全体の課題に対し、地域住民が主体的に解決に向けて取り組む地域づくりのため、福祉・人権教育やボランティア活動、地域福祉に関する情報提供により、地域福祉への意識の向上に取り組めます。また、地域が抱える課題を共有し、解決につなげるための場づくりや、寄附による地域福祉への貢献についても、取組の充実を図ります。

① 福祉・人権教育の推進

取組内容
○地域福祉に関する情報や必要性などを伝え、福祉意識の醸成を図ります。
○地域に住むすべての人がお互い様の気持ちを理解し、人権を尊重しあえる意識づくりを進めます。

② 広報・啓発活動の充実

取組内容
○広報誌やホームページ、回覧板等各種媒体において、地域の行事や事業、市民のボランティア活動等、地域福祉に関する内容を掲載し、市民に地域福祉の推進と実践への理解を得られるよう周知します。

③ 地域の問題について話し合う場づくり

取組内容
○地域福祉懇談会を開催し、地域の福祉課題や今後地域で取り組むべき活動などについて話し合いながら、地域住民同士の助け合い活動を推進します。

④ 寄附文化の醸成

取組内容
○多くの市民が市民活動に関心を持ち、市民活動への寄附を気軽に行えるような仕組みを検討します。
○赤い羽根共同募金等を推進する関係団体と連携して寄附文化の醸成を図ります。

住民の取組

- ◆ 自分が住んでいる地域に愛着を持ちます。
- ◆ 瀬戸内市の福祉について興味や関心を持ちます。
- ◆ 家族で福祉について話し合う場を設けます。
- ◆ 地域の行事や総会などに積極的に参加します。
- ◆ 福祉活動や講座、研修などに積極的に参加します。
- ◆ 地区別懇談会への参加を通じて、地域福祉ニーズを明らかにします。
- ◆ 地域で支え合うため寄附文化の関心を持ち、活動につなげます。

地域・団体の取組

- ◆ 福祉の情報などを地域で共有します。
- ◆ 福祉活動や講座、研修などの参加を呼びかけます。
- ◆ 地域福祉講座の開設を行います。
- ◆ 地区別懇談会も開催、運営に積極的に取り組みます。
- ◆ 地域、団体活動を通じて寄附文化の醸成に取り組みます。
- ◆ 小地域ケア会議を 14 地区で定期的で開催し、地域の課題を話し合い、解決策を検討します。
- ◆ 住民が興味のある内容に関して、勉強会・説明会を開催します。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 地域で福祉や人権に関する実践活動や勉強会を開催します。
- ◆ 広報誌等を通じて、福祉・人権に関する講座や研修などの情報を発信します。
- ◆ 地域の人が参加しやすく、興味を持ってもらえるようテーマや日程等を考えます。
- ◆ 定期的に小地域ケア会議を推進し、地域住民とニーズの把握に努め、解決方法を検討します。
- ◆ 市民や活動団体・企業などに寄附の用途や成果をわかりやすく伝え、寄附が支え合いの活動のひとつであることを市民に広め、寄附文化の醸成に努めます。

行政の取組

- ◆ 広報誌や福祉・人権に関するイベント、講座・研修などを通じて福祉・人権に関する意識啓発を図るとともに、福祉講座や研修等の支援を行います。
- ◆ 市ホームページにおいて、地域福祉に関する内容や必要性をわかりやすく掲載するなど、情報内容の充実を図ります。
- ◆ 地域での地区別懇談会の開催を支援し、地域での支え合い活動を促進します。
- ◆ 多くの市民が市民活動に関心を持ち、市民活動への寄附を気軽に行えるような仕組みを検討します。
- ◆ 赤い羽根共同募金等を推進する関係団体と連携して寄附文化の醸成を図ります。

(2) 地域住民の交流の場づくり

【今後の方向性】

住民同士が助け合い・支え合いによって解決に向けて取り組むことは、地域福祉そのものであることから、より一層の住民同士の交流の促進に向け、支え合いの輪に子どもから高齢者まで、世代を超えて地域が一体となって参加し、相互理解を深めることができる機会の拡充を図ります。

① 地域での声かけの促進

取組内容
○学校等の登下校中におけるあいさつ運動を実施し、地域住民やP T A、行政等が一体となって子どもたちの安全確保や防犯を進めるとともに、地域であいさつや声かけを行いながら、地域住民の連携を図ります。

② 地域組織の住民との交流活動への支援

取組内容
○地域の行事やサロン事業、こどもひろば事業などを通じて、地域に住む子どもから高齢者までが、身近なところで気軽に集まることができる場づくりを進めます。

③ 支援の必要な住民との交流機会づくり

取組内容
○ひとり暮らし高齢者のつどいや子育てサロン事業等により、支援の必要な人同士の相互交流の機会を提供し、仲間づくりや情報共有、相談などができる環境づくりを進めます。

④ 世代間で交流するきっかけづくり

取組内容
○各種イベントや生涯学習などを通じて、福祉に関する理解を深めながら、住民相互の理解と交流の場づくりを進めます。また、高齢者や児童・生徒など世代間交流を積極的に推進し、相互理解の促進を図ります。

住民の取組

- ◆ 隣近所や地域においてあいさつや声かけをします。
- ◆ 近所・地域で行っている交流の場に出かけます。
- ◆ 困ったことや不安ごとは交流の場で気軽に相談し合います。
- ◆ 自治会やサロン活動等に参加し、子どもや高齢者、同じ趣味や環境を持った人などと交流します。

地域・団体の取組

- ◆ 学校等の登下校中や地域内において、あいさつをするよう呼びかけます。
- ◆ 幅広い世代の人が集まれる場づくりを進め、住民同士の絆を深めます。
- ◆ 同じ課題を持った人や支援が必要な人が交流し、話し合える場を設けます。
- ◆ 地域活動や団体活動を通じて、様々な人が交流できる機会を増やします。
- ◆ 地域行事や活動等を開催し、地域住民へ参加を呼びかけます。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 地域住民が相互に心の交流を図り、いつまでも安心していきいきとした生活を送ることを目的として、ふれあいサロンの開催を支援します。
- ◆ 地域の行事など地域活動の開催を支援します。
- ◆ 移動こどもひろばや子育てサロン事業により、地域住民が多様な活動を通して交流や子育てを楽しみ、仲間をつくり、互いに支え合う地域づくりを推進します。
- ◆ 地域行事やサロン活動などの内容を発信し、地域住民に参加を呼びかけます。

行政の取組

- ◆ 学校等において、登下校中にあいさつ運動を実施します。
- ◆ 地域活動や交流できる場の情報発信を行います。
- ◆ 地域におけるイベント等の開催を支援するとともに、支援が必要な人や当事者同士が参加できる場づくりを支援します。
- ◆ 地域住民が集い、地域のことを話し合える場や機会を提供します。
- ◆ 各種イベントや生涯学習などを通じて、多様な交流機会を創出します。
- ◆ 地域の多世代交流による持続的な遊び場となるよう、外遊びを楽しむ「こどもひろば」事業を推進・展開します。

(3) 地域福祉の担い手となる人材の育成

【今後の方向性】

地域福祉を推進する上で、地域福祉の担い手として主体的に活動する人材が欠かせません。そのため、地域活動を通じた担い手の発掘に取り組むとともに、地域福祉を推進するリーダーの確保・育成を進めます。

また、地域活動を効果的なものとするため、地域活動を行う人の知識・技術向上に向けた支援に取り組みます。

① 地域の人材の発掘・確保、育成

取組内容
○様々な世代が気軽に参加できる講座や研修会などを通じて、地域福祉の担い手となる人材の確保と育成を進めます。また、若い世代や団塊の世代に対して、地域行事や自治会活動、ボランティアへの参加を通じて、知識や経験を持った人の発掘を進めるとともに、地域活動やボランティア活動等の担い手の確保に努めます。

② 福祉を担うリーダーの確保・育成

取組内容
○地域のリーダー育成のための講座や研修、ボランティア研修の充実を図り、地域福祉活動の中心的な役割を担うリーダーの確保・育成に努めます。

③ 地域活動を行う人の知識・技術向上への支援

取組内容
○地域活動を行う人に対し、活動の質を高め、効果的な地域活動が実施できるよう福祉に関する制度やサービス等の情報提供、研修機会の充実を図り、地域活動を行う人の知識・技術向上に向けた支援を進めます。

住民の取組

- ◆ 地域活動やボランティア活動等について、理解を深めます。
- ◆ 自治会活動の役割や内容を理解し、自治会活動への参加や協力を努めます。
- ◆ 講座や研修等で得た知識を活動にも生かせるようにします。
- ◆ 地域のリーダー育成の講座や研修等に参加します。

地域・団体の取組

- ◆ 地域において知識や経験のある人などを発掘し、地域活動の充実に向けて活用します。
- ◆ 団塊の世代など定年退職した人に対して、地域活動への参加を促します。
- ◆ 若い世代や団塊の世代との関わりを持ち、後継者となる人材の確保・育成を進めます。
- ◆ 地域活動やボランティア活動等に参加している人に対して、地域のリーダー育成の講座や研修等への参加を働きかけます。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 地域活動やボランティア活動団体の担い手の発掘・確保、育成を支援します。
- ◆ 地域のリーダー育成のための講座や研修、ボランティア研修の充実を図り、地域福祉を担うリーダーの育成を支援します。
- ◆ 地域福祉活動の担い手の発掘・育成を進めます。
- ◆ 地区社協の充実・強化を図るとともに、活動支援を行います。
- ◆ 地域活動やボランティア活動に興味のある人に対し、活動に関する情報の提供を行い、活動を体験できる機会の提供に努めます。
- ◆ 生活支援を行っていくボランティアの養成と派遣調整及び派遣支援を行います。

行政の取組

- ◆ 社会福祉協議会と連携を図りながら、地域のリーダー育成のための講座や研修などを実施するとともに、地域活動やボランティア活動団体の担い手の発掘・確保、育成を支援します。
- ◆ 職員に対し、ボランティア活動への積極的な参加を促します。
- ◆ 地域活動を活性化させる支援策の検討・実施やリーダー人材の養成を支援します。

(4) 地域活動・ボランティア活動の充実

【今後の方向性】

地域活動やボランティア活動を推進するため、団体間の連携の強化や活動の情報発信等により、活動の活性化につながるよう、地域活動の場づくりの支援に取り組みます。

また、地域活動・ボランティア活動が柔軟で持続的なものになるよう、各種助成制度の利用を促進します。

① 地域活動の場づくりの支援

取組内容
○各種サロン事業や福祉活動、ボランティア活動など地域団体やボランティア団体等への支援や団体間の相互連携の強化に努め、地域活動がしやすい環境づくりを進めます。
○活動への参加を希望する人が活動を身近に感じ、気軽に集え、参加しやすい場となるよう、工夫に努めます。

② 地域活動を側面的に支援する助成制度の実施

取組内容
○地域の活動団体が地域の実情に応じて円滑に地域活動を行うとともに、継続して実施できるよう各種助成制度により支援します。

住民の取組

- ◆ 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に参加します。
- ◆ 趣味や特技、経験を生かすなど、身近なところからボランティアに取り組みます。
- ◆ 親子で地域行事に参加するなど、子どものころから地域活動に参加し、地域福祉の意識づくりを進めます。

地域・団体の取組

- ◆ 気軽に参加できる行事やイベント等の機会を増やします。
- ◆ 地域の中で集える場として活用できる場を把握し、利用に関して行政に要望します。
- ◆ 住民に地域行事やボランティア活動への参加を呼びかけます。
- ◆ 他の自治会やボランティア団体との交流の機会を持ちます。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 身近な小地域において、福祉委員が福祉の問題やニーズを発見し、解決のために近隣住民に働きかけたり、民生委員児童委員などと協力し、福祉活動を行えるよう支援を行います。
- ◆ ボランティアをしたい人へのボランティア情報の提供及びボランティアを求める側からの相談対応を行います。また、夏休み期間中に市内の福祉施設、ボランティア・市民活動団体、サロングループ等の協力を得て、ボランティア体験の機会を提供します。
- ◆ ふれあいサロン事業への支援を通じて、活動しやすい環境を整えます。
- ◆ 地域の子どもから高齢者まで様々な人が身近に集まれるつどいの場をつくり、地域住民が相互に交流できる場づくりを支援します。
- ◆ 民生委員児童委員やボランティア団体等の活動内容の周知や団体同士の相互連携の強化に努めます。

行政の取組

- ◆ 地域活動の拠点となる集会施設を再編します。
- ◆ 地域福祉活動参加のきっかけとなるよう、活動できる場の確保や情報を提供します。
- ◆ 地域住民やボランティア団体等が交流できる機会を増やします。
- ◆ 民生委員児童委員の活動内容の周知を図ります。
- ◆ 自治会、コミュニティ団体及び市民活動団体が、市民意識や地域の実情に即して、自ら企画立案し、実施する公益性の高い活動を公募し、市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、瀬戸内市市民活動応援補助金や瀬戸内市協働提案事業補助金を交付します。
- ◆ 地域児童遊園地の遊具を新設又は増・改築並びに点検等整備を行う自治会や団体等に対し、瀬戸内市地域児童遊園地遊具整備事業補助金を交付します。
- ◆ 地域の多世代交流による持続的な遊び場となるよう、外遊びを楽しむ「こどもひろば」事業を推進・展開します。

(5) 地域福祉ネットワークの推進

【今後の方向性】

地域課題が多様化・複雑化する中、それらの解決に向け自治会や民生委員児童委員、福祉委員や関係機関が協働し、地域の実情の把握に努めるとともに、支援が必要な人が適切なサービスを受けられるよう、ネットワークを充実させます。

また、地域活動の情報収集及び提供により、地域福祉のネットワークの強化を図り、適切な対応を行っていきます。

① 地域の見守りネットワークづくりの推進

取組内容
○自治会や民生委員児童委員、福祉委員、自主防災組織等の関係団体が連携し、支援を必要とする人の把握や適切なサービスへとつなげられるよう、見守りためのネットワークづくりを推進します。

② 地域の福祉ニーズの把握

取組内容
○住民の生活課題は多様化、複雑化しており、それら課題に対応するためにも、民生委員児童委員や福祉委員、地域包括支援センター等関係団体・機関等を通じて、生活課題や福祉ニーズの把握に努めます。

③ 地域活動を促進する情報の収集及び提供

取組内容
○地域活動を行っている団体や組織について情報の収集を行い、団体や組織の活動内容や状況等を把握するとともに、住民への情報提供や団体間での意見交換、情報共有に努めます。

住民の取組

- ◆ 地域で行われている見守り活動に参加します。
- ◆ 家族の中で、高齢者のひとり暮らしや高齢者世帯など離れて暮らしている場合、自分の家族のことを気にかけて、見守ります。
- ◆ 身近で困っている人の悩みを聞き、専門機関の紹介や、困っている人について地域や行政に情報提供します。
- ◆ 地域活動の内容を把握するとともに、活動がよりよくなるよう、アイデアを出します。
- ◆ 福祉に関する制度やサービスについて理解を深めます。

地域・団体の取組

- ◆ 地域のネットワークを活用した、見守りの組織づくりを進めます。
- ◆ 地域で活動している団体や組織と情報共有を図り、協力し合い、地域間の繋がりを深めていきます。また、地域での困りごとなどを把握し、事業者や行政へ情報提供します。
- ◆ 民生委員児童委員による定期的な訪問を通じて、見守りや生活課題等の把握に努めます。
- ◆ 福祉に関する制度やサービスについて地域や団体内で共有します。
- ◆ 福祉に関する各種団体の活動内容などの把握に努めます。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 社会福祉協議会は、様々な機関と連携しており、引き続き、あらゆる関係機関とのネットワークづくりを進めます。
- ◆ 社会福祉協議会の地区社協、自治会、自主防災組織等が連携したネットワークを構築し、見守り活動を通じて誰にも気づかれずに亡くなることを未然に防ぎます。
- ◆ 身近な小地域において、福祉委員が福祉の問題やニーズを発見し、民生委員児童委員などと協力し、福祉活動を行います。
- ◆ 地域包括支援センター等職員が高齢者宅を訪問し、在宅生活の向上に向けて福祉ニーズの把握に努めます。
- ◆ 瀬戸内市ボランティア連絡協議会の活動を通じて、市内のボランティア同士の情報交換・交流・学習を促進します。
- ◆ 福祉委員研修会や民生委員児童委員等との連絡交換会、ふれあいサロン交流会の開催を通じて、情報共有を図ります。さらに、知識や技術向上に向けて福祉に関する制度やサービス等の情報提供、研修機会の充実を図ります。

行政の取組

- ◆ 地域内・地域間の情報発信・交流のネットワークを構築し、地域の主体的な取組を支援します。
- ◆ 地域課題の実態把握を行い、必要な支援施策を検討します。
- ◆ ボランティア活動や地域活動を行う団体間での意見交換や共同での活動実施などを促せるよう団体間交流の場づくりに努めます。
- ◆ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを対象に、緊急通報装置を貸し出しています。家庭での事故や突然の病気のとときにボタンを押すと緊急通報センターに通報が入り、協力員と連携して対応します。

(6) 持続可能な地域の仕組みづくり

【今後の方向性】

住民が地域で活躍することは、地域福祉の推進のみならず、経済の活性化にもつながることから、地域課題の解決を「ビジネス」により解決する取組や、地域の力を活用するための支援を図ります。

また、就労に意欲的な人が積極的に社会活動に参加できるよう、就労に向けた支援を推進し、持続可能な地域の仕組みづくりをめざします。

① 地域経済の活性化に向けた体制づくり

取組内容
○身近な地域での消費を拡大するため、買い物などの支援を推進します。
○コミュニティビジネスの活性化により、地域内での経済循環をつくります。
○地域の見守りや介護予防、健康づくり、子育て支援などにおいて、地域コミュニティの活力を積極的に利用するため、新たな団体、組織、法人の立ち上げを積極的に支援します。

② 地域における就労促進

取組内容
○高齢者や子育て世帯の女性などが地域で就労し、積極的に社会生活へ参加することができるよう、就労に向けた支援に努めます。

住民の取組

- ◆ 生きがいをつくります。
- ◆ 健康を保ちます。
- ◆ 積極的に就労します。
- ◆ 地域に貢献できるしごとをするように心がけます。
- ◆ 身近な地域で買い物をするように心がけます。

地域・団体の取組

- ◆ 生きがいづくり、健康づくりを地域ぐるみで行います。
- ◆ シルバー人材センターを積極的に活用します。
- ◆ 身近な地域での買い物を支援します。
- ◆ コミュニティビジネスを創業します。
- ◆ 地域活動の取りまとめや財政的な支援を行います。
- ◆ 個人情報の管理に十分留意しながら、隣近所の付き合いを大切にします。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 地域のニーズとサービスの調整を行います。
- ◆ 高齢者や障がいのある人を就労や生きがい活動につなぐ情報提供を行います。
- ◆ 市内の社会福祉法人等と連携し、一般就労が難しい方の就労支援について部会等で協議します。

行政の取組

- ◆ 本市での地域コミュニティを活用した起業・創業を支援し、新たなしごとづくりをめざします。
- ◆ コミュニティビジネスの活性化支援や買い物支援等を通じて、身近な地域での経済循環を推進します。
- ◆ ハローワークやシルバー人材センター、「ゆめワークせとうち」、特別支援学校等と連携し、高齢者や障がいのある人などの就労支援に取り組みます。
- ◆ 高齢者や子育て世帯の女性の就労に向けた支援に努めるとともに、子育て世帯の保護者が、仕事と子育てを両立できるよう、企業に対し、就労に向けた働きかけを行います。
- ◆ 「ジョブスポットせとうち」と連携し、福祉の相談と就労に向けた相談を同時に行うことで、福祉から就労に向けた支援を行います。

基本目標 2 住民の困りごとを解決につなげる仕組みづくり

(1) 重層的な相談・情報提供体制の確立

【今後の方向性】

複雑化・多様化する生活課題に対応するため、相談窓口間の連携、庁内間の連携の強化により、地域の様々な問題の適切な解決が図られるよう、総合的な相談支援体制の充実を図ります。また、福祉に関する情報提供や身近な地域での相談支援の充実により、地域課題の解決をめざします。

① 総合的な相談体制の確立

取組内容
○市の福祉に関する各種相談窓口の周知・浸透を図るとともに、関係部署が連携することで、複数の部署にまたがるような案件にも、適切に対応します。

② 身近な地域の相談体制の充実

取組内容
○市民が身近な場所で日常生活上の様々な相談をすることができるよう相談体制の充実及び周知を図ります。
○地域で身近な相談活動を行う人材による、相談や情報提供の活動を促進します。

③ 福祉サービスのわかりやすい情報提供

取組内容
○広報誌やホームページを活用し、市政情報や福祉情報を発信します。
○パンフレットや冊子を活用し、福祉制度やサービス内容のきめ細かな情報提供を行います。

④ 相談窓口間の連携による情報共有

取組内容
○相談機関間の連携を図り、地域を取り巻く様々なニーズや相談内容について情報共有や、専門的機関等へつなげられるネットワークの構築を図ります。

⑤ 庁内の連携強化

取組内容

○高齢者や障がいのある人、子育てなど、多岐にわたる複雑な課題を抱えている人は、解決までに時間を要することも多く、関係する部署や機関も状況に応じ変化していくことから、全体の問題を把握し、個々の進捗を管理しながら調整を図るなど、世帯全体の問題を切れ目なくコーディネートすることのできる体制づくりを進めます。

住民の取組

- ◆ 広報誌やホームページなどから、必要な福祉情報を収集します。
- ◆ 身近な地域内で福祉に関する情報共有をします。
- ◆ 日頃からちょっとしたことを相談できる相手をつくります。
- ◆ 各機関等の相談窓口を把握し、支援が必要なときは相談します。
- ◆ 問題を家族・個人で抱え込まず、行政機関や社会福祉協議会、民生委員児童委員等に相談します。

地域・団体の取組

- ◆ 地域内での福祉に関する情報共有を行います。
- ◆ インターネット等を活用した情報の収集や回覧板等を通じた情報提供を行います。
- ◆ 各種組織・団体の活動等の情報を定期的に共有・発信します。
- ◆ 地域での困りごと等に対し、市や社会福祉協議会と連携・協力します。
- ◆ 広報誌やホームページなどから、福祉情報が得られない人への情報発信方法を検討します。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 社協通信を配布し、社会福祉協議会の行事や事業について、情報提供します。
- ◆ ホームページを運営し、社会福祉協議会の行事や事業について、情報提供します。
- ◆ 地域包括支援センターや権利擁護センター、生活相談支援センターの運営を通じて、様々な相談に積極的に対応します。
- ◆ 制度の狭間にあるケースを関係機関・住民と連携・協力し、解決に向けた調整を行います。

行政の取組

- ◆パンフレットや冊子等によるきめ細かな情報提供や広報誌、ホームページ等による速やかな情報発信を行います。
- ◆点字や音声案内等、障がいのある人や高齢者に配慮した情報提供を行います。
- ◆高齢者や障がい者、児童、ひとり親等の様々な分野に対応した相談窓口の充実を図ります。
- ◆民生委員児童委員や愛育委員、福祉委員などの地域人材による訪問相談等の促進を図ります。
- ◆各分野の連携を図りながら、相談から総合的なコーディネートへとつなげられる体制の充実を図ります。
- ◆民生委員児童委員の地域での存在を明確にできるよう、活動等の広報を行います。
- ◆住民に身近な圏域において、分野を越えて総合的に相談に応じることができるよう、関係機関と連携し、包括的相談支援体制の整備を行います。

(2) 福祉サービスの充実

【今後の方向性】

福祉による支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択・利用できるよう、必要なサービス量の確保を進めます。また、サービス提供事業者に対する評価、指導、苦情に対する対応等を通じて、福祉サービスの質の向上につなげます。

① 福祉サービスの質の向上・適正配置

取組内容
○福祉サービスの質の向上及び量の確保に向けて、研修や人材確保の取組を支援します。
○各福祉サービスの、事業内容の検証・評価、指導を行い、適正なサービス提供をめざします。
○福祉サービスに関する苦情や提言の申し出がしやすい環境づくりを進めるとともに、苦情解決体制の充実を図ります。

② 福祉サービスの情報公開の推進

取組内容
○サービス事業者と連携を図りながらサービス内容について情報公開を進め、支援を要する人が自らの希望する福祉サービス等を選択、利用することができる環境をめざします。

住民の取組

- ◆ 瀬戸内市で実施されている福祉サービス等の情報を入手します。
- ◆ 住民同士で福祉サービスなどの情報を交換します。
- ◆ サービス内容について気になった点や要望はサービス事業者や行政へ伝えます。

地域・団体の取組

- ◆ 支援を要する人がいたときは、相談に乗ったり、公的な支援を紹介します。
- ◆ 社会的な援護を必要とする人々の自立支援に協力します。
- ◆ 地域の福祉ニーズを把握し、サービス事業者や行政へ伝えます。

社会福祉協議会の取組

- ◆ サービス事業所、ボランティア団体などのサービスのコーディネート機能を高めます。
- ◆ 地域包括支援センターにおいて、要介護状態となるおそれのある人に対して、介護予防相談・活動を行うとともに、一般高齢者に対しては、介護予防活動の場づくりや参加促進を行います。

行政の取組

- ◆ 地域の様々な福祉ニーズや課題を収集し、必要な福祉サービスの質と量の確保をめざします。
- ◆ サービス提供事業者について事業内容の評価・点検等に努め、適正な指導を実施します。
- ◆ 事業者が実施しているサービス情報を収集し、広報誌やホームページなどを通じて情報提供を行います。
- ◆ トータルサポートセンターを中心として、保健・医療・福祉等にかかわる様々なサービスを総合的・継続的に提供できる地域包括ケア体制の充実を図ります。

(3) 支援を要する人の把握と支援

【今後の方向性】

支援を必要としているにもかかわらず、本人や世帯が課題を抱えたまま地域から孤立し、適切な支援を受けられていない人に対し、地域のネットワークを活用し早期発見と早期解決を図るとともに、自立に向けた包括的な支援体制の整備に取り組みます。

また、様々な困難を抱える人に対して、支援体制の充実による自殺対策や再犯防止に向けた理解促進等の取組を推進します。

① ひきこもりの方への支援体制の強化（新規 重点）

取組内容
○8050 問題やダブルケアなど複合的な課題を抱えたり、制度の狭間にある困りごとなどを抱えた人については、地域住民や様々な関係機関、部署が関わりながら対応していく必要があることから、地域ケア会議や地域自立支援協議会など活用しながら、包括的な支援が行われる体制づくりを進めます。
○ひきこもりサポートセンターにおいて、ひきこもりなどの相談を実施します。

② 生活困窮者の自立支援

取組内容
○地域団体等と連携し、生活困窮者の早期把握に取り組みます。
○生活困窮者の自立支援に向けた包括的な支援体制の整備に努めます。

③ 様々な困難を抱える方に対する支援（自殺対策、再犯防止）

取組内容
○精神障がい者が、精神疾患（認知症を含む）の悪化や再発を予防しながら、地域の一員として自分らしい暮らしができるよう、医療機関との連携や在宅医療サービスの充実等を推進します。
○再犯を防止するために関係機関、団体等との協議を進め、就労や住居の確保、民間協力者の活動促進などの支援に取り組みます。

住民の取組

- ◆ 身近に、支援を要する人がいるか気にかけるようにします。
- ◆ 家族の中で支援を要する人がいる場合は、相談機関に相談します。
- ◆ 地域で支援を要する人がいた場合は、相談機関の紹介や、自治会・行政などへ情報提供します。

地域・団体の取組

- ◆ 支援を要する人がいたときは、相談にのったり、公的な支援を紹介します。
- ◆ 社会的な援護を必要とする人々の自立支援に協力します。
- ◆ 民生委員児童委員や福祉委員自身が身近な相談役として、協力するように働きかけます。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 生活相談支援センターにおいて、生活困窮者への相談支援等を実施します。また、地域における自立・就労支援等の体制を構築し、生活困窮者の自立を促します。
- ◆ 地域包括支援センターにおいて、認知症について学び、正しい知識を持って、認知症の方や、その家族を地域や職場で見守り、支える認知症サポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を実施します。
- ◆ ひきこもりサポートセンターにおいて、ひきこもりなどの相談を実施し、ひきこもりの方やその家族の方への継続的な支援を行います。

行政の取組

- ◆ 生活困窮者の実態把握及び就労支援等の自立支援体制の構築をめざします。
- ◆ ひとり歩き高齢者見守り協力体制等を通じて、徘徊高齢者の生命・身体の安全及び家族等への支援に努めます。
- ◆ 犯罪や非行をした人が、地域において立ち直りが出来るよう、関係団体と連携し、再犯防止を推進します。また、地域において孤立した人をつくらぬよう、福祉サービスの利用促進等に努めます。
- ◆ ひきこもりサポートセンターを設置し、ひきこもりの方やその家族の方への支援体制を整備します。

(4) 住民の尊厳を守る取組の推進

【今後の方向性】

一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、虐待等の防止と早期発見・早期解決に向け、関係機関の連携による支援体制の強化に努めます。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進する等、権利擁護制度の充実を図り、すべての住民の尊厳が守られた地域づくりを進めます。

① 虐待等の早期発見体制の強化

取組内容
○虐待への認識を深めるための講演会や研修会を通じて子どもや高齢者、障がいのある人への虐待防止の意識づくりを進めます。
○虐待の未然防止や早期発見のため、相談体制の強化を図ります。
○見守り活動等を通じて、子どもや高齢者、障がいのある人の虐待の早期発見に努めます。また、関係機関が連携し、虐待の早期発見・早期対応のネットワークの強化を図ります。

② 権利擁護制度等の利用促進（成年後見制度の利用促進）

取組内容
○判断能力が十分でない人に対し、適切なサービス提供・利用が進むよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・活用などを進めます。また、関係機関・団体と連携しながら、判断能力が不十分な人たちの権利を擁護する仕組みの普及と活用を努めます。

住民の取組

- ◆ 身近に、支援を要する人がいるか気にかけるようにします。
- ◆ 家族の中で支援を要する人がいる場合は、相談機関に相談します。
- ◆ 地域で支援を要する人がいた場合は、相談機関の紹介や、自治会・行政などへ情報提供します。

地域・団体の取組

- ◆ 支援を要する人がいたときは、相談に乗ったり、公的な支援を紹介します。
- ◆ 社会的な援護を必要とする人々の自立支援に協力します。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 虐待の早期発見・早期対応に取り組むとともに、関係機関と連携を図りながら課題解決に努めます。
- ◆ 権利擁護センターの運営を通じて、虐待や成年後見制度等の相談に対応します。
- ◆ 権利擁護センターにおいて、成年後見制度について学び、身上監護を中心に活動する市民後見人の養成・支援を実施します。
- ◆ 日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。

行政の取組

- ◆ 虐待の早期発見・早期対応に取り組めます。
- ◆ 社会福祉協議会委託の虐待防止事業を通じて、高齢者や障がいのある人等の虐待防止に努めます。
- ◆ 保育園や各母子保健事業等を通じて児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所との連携を図ります。
- ◆ 関係機関との協力のもと児童虐待防止ネットワークを市全域に拡大します。
- ◆ 判断能力が不十分な方の生活を支援する権利擁護事業等の利用促進を図るために、保健・医療・福祉の連携に司法を含めた、地域連携ネットワークを構築します。
- ◆ 権利擁護に関するワンストップ相談支援機関である権利擁護センターを中核機関として設置し、法律・福祉の関係機関と組織する「協議会」の整備、本人中心の「チーム」形成の支援にあたります。
- ◆ 成年後見制度や法定後見制度・任意後見制度の仕組みなどについて市民に広く啓発します。

基本目標 3 安全・安心な暮らしを支え合える地域づくり

(1) 地域の防災・防犯体制の整備促進

【今後の方向性】

記録的な自然災害が例年のように発生する中、地域の防災体制の充実を図るため、平常時から防災の意識を持ち、お互いに声をかけあい避難できるよう意識の向上に取り組み、高齢者や障がい者、子どもなど配慮が必要な方を地域全体で支える体制づくりを推進します。

また、犯罪情報について適宜発信し啓発や相談を行うとともに、警察や地域の防犯に関するネットワークと連携し、地域ぐるみの防犯活動の取組を周知・支援するとともに、消費者被害の未然防止を図るべく、情報発信を行います。

① 防災意識の向上

取組内容
○災害時において、迅速な対応が取れるよう地域における防災体制を強化するとともに、自主防災組織の活動や防災訓練の参加を促進し、災害などの緊急時に備えた対応の充実に努めます。
○広報誌やホームページ、回覧板等を活用し、防災に関する情報提供を行い、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

② 災害時の支援体制の構築（重点）

取組内容
○住民が日頃から防災意識を持つとともに、避難行動の備えを通じて、災害時に住民同士が助け合い、支え合える体制づくりに取り組みます。
○災害時において、高齢者や障がいのある人、子育て家庭など支援が必要な人の情報を地域で共有し、地域全体で安否確認や避難支援などを行える体制づくりを進めます。
○自主防災組織の活動への支援や災害ボランティアの育成を進め、避難支援が円滑に行える体制を整えます。
○災害時に迅速に対応するため、避難支援が必要な高齢者の把握、避難支援訓練の検討・実施など地域における支援体制の強化を図ります。

③ 防犯活動の推進

取組内容
○地域巡回や登下校中の防犯パトロールを実施するとともに、防犯に関する情報提供を行い、防犯に関する意識の向上を図るなど地域における防犯力の向上を図ります。
○地域の不審者情報や消費者被害の情報について迅速な情報発信を行い、被害の未然防止をめざします。

住民の取組

- ◆ 家族や隣近所の中で緊急時に支援を要する人がいる場合、日頃から気にかけます。
- ◆ 防災訓練や自主防災組織活動へ参加します。
- ◆ 広報誌やホームページ、回覧板等を確認し、防災に関する情報を把握します。また、災害発生時にはすぐに避難できるように避難場所や避難経路を確認します。
- ◆ 家族の中に災害時に支援が必要な人がいる場合は、避難行動要支援者の名簿への登録をします。
- ◆ 防犯に関する情報を確認し、理解を深めます。
- ◆ 身の回りで犯罪や消費者被害に遭うおそれのある人について気にかけます。

地域・団体の取組

- ◆ 災害時の要配慮者や避難体制について日頃から情報共有を図ります。
- ◆ 防災訓練や自主防災組織活動を定期的に行います。
- ◆ 災害時には自主防災組織や災害ボランティア等と連携を図り、避難支援を行います。
- ◆ 地域の巡回や登下校中の防犯パトロールを行います。
- ◆ 地域の不審者情報について行政や警察等へ提供します。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 災害ボランティアの育成を図ります。
- ◆ 行政と連携し災害時要配慮者の実態把握を行います。
- ◆ 災害ボランティアセンターの運営・支援について、取り組みます。
- ◆ 地域の見守りネットワークにより、犯罪の未然防止に取り組みます。
- ◆ 地域での見守り・支え合いの体制づくりを進めます。
- ◆ 「私の在宅療養のしおり」を活用し、地域での見守り・支え合いの体制づくりを進めます。

行政の取組

- ◆ 広報誌やホームページを通じて、避難場所や災害時の対処方法等の防災に関する情報を提供し、防災意識の向上を図ります。
- ◆ 自主防災組織の活動支援や防災訓練等の周知・参加促進を図り、地域ごとの防災体制の強化支援を行います。
- ◆ 避難場所等を示した防災計画に基づき、防災や災害対策体制の確立を図ります。
- ◆ 要配慮者の実態等を把握し、関係団体・機関との情報共有を図ります。
- ◆ 高齢者や障がいのある人、子育て家庭などに配慮した災害時の情報提供を行うとともに、これらの人々に配慮した避難所の設定に努めます。
- ◆ 地域による防犯パトロールの実施を働きかけるとともに、これらの活動について広報誌等を通じて周知・参加促進を図るなどの活動支援を行います。
- ◆ 学校教育や社会教育などの場で防犯教室や通学路指導などを実施し、防犯に関する意識や知識の向上を図ります。
- ◆ 地域の不審者情報や消費者被害に関する情報提供を行います。
- ◆ 瀬戸内市在宅医療・福祉・保健連携推進協議会及び瀬戸内市社会福祉協議会との協働で「私の在宅療養のしおり」を作成し、普及啓発を行い、医療・介護・福祉・消防等の関係機関・団体等と連携し、地域での見守り・支え合いの体制づくりを進めます。

(2) 生涯の健康を目的とした地域福祉の推進

【今後の方向性】

生涯を通じて生きがいのある生活を送れるよう、スポーツ・趣味活動を推進し、仲間づくりや生きがいづくりにつなげます。

また、健康増進に向けた支援事業の充実に取り組むとともに、感染症拡大時における地域福祉活動のあり方について、対応と取組の検討を行います。

① 生涯スポーツや趣味活動の推進

取組内容
○生涯を通じて、生きがいを持ち、心身の健康を維持するために、生涯スポーツや趣味活動を推進します。さらに、地域で行われているスポーツ活動や趣味活動の情報を広く市民に発信するとともに、自然に運動仲間、趣味仲間が集まる機会づくりを進めます。

② 健康づくり事業の推進

取組内容
○誰もが健康でいつまでも安心して暮らせるよう、気軽に受診しやすい健康診査や健康相談の環境づくりを進めます。また、健康活動への支援や、健康相談や運動教室など健康に関する各種事業の充実を図り、市民の健康の維持・増進を進めます。

③ 感染症拡大時に対応する課題の洗い出し及び取組の検討

取組内容
○感染症拡大時の個別の対策について、課題の抽出を行うとともに、今後必要となる対策の方向性について検討を行います。

住民の取組

- ◆ 地域の中でスポーツをしたり、趣味を持ちます。
- ◆ 地域で行われている健康づくり・生きがい活動に家族や知り合い、友人と誘い合
って参加します。
- ◆ 正しい生活習慣・バランスのよい食生活を身につけます。
- ◆ 自分の健康状態を定期的にチェックします。

地域・団体の取組

- ◆ 運動仲間や趣味仲間が集まれる場をつくります。
- ◆ 地域の人々の健康状態に関心を持ちます。
- ◆ 健康診断や健康づくり・生きがい活動に地域で声をかけ合って参加します。
- ◆ 楽しくやりがいのある、誰でもできる健康づくり・生きがい活動に取り組みます。
- ◆ 健康づくり・生きがい活動を通じて、地域のつながりを深めます。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 介護予防を目的とした活動を積極的に進めます。
- ◆ 市と連携して、感染症拡大時の個別の対策について、課題の抽出を行うとともに、
今後必要となる対策の方向性について検討を行います。

行政の取組

- ◆ 愛育委員や栄養委員等関係団体と連携しながら、健康づくり・生きがい活動の周知・参加促進を図ります。
- ◆ 体操やウォーキング等、身近にできる軽運動の周知・啓発を推進します。
- ◆ 市の運動施設を有効に利用することができる環境を整えます。
- ◆ 健康相談や食育教室、運動指導などを実施します。
- ◆ 特定健康診査等の定期的な健康診査を実施します。
- ◆ 相談等内容に応じて医療機関や相談窓口、自助グループの紹介を進めます。
- ◆ 健康相談等の機会から運動や生活習慣の大切さを伝え、健康教室・運動教室等の参加を働きかけます。
- ◆ 「健康づくりや生活習慣の大切さ」を保育園・こども園・幼稚園・学校・地域等市内全域に広めます。
- ◆ 健康づくりのボランティアを養成し、地域で活躍できる仕組みをつくります。
- ◆ 生涯スポーツや趣味活動などの側面支援に努めます。
- ◆ 健康づくりに関するボランティアの養成や支援を行い、地域に健康づくり活動が広がるよう支援します。
- ◆ 健康や食育をテーマとした福祉講座や講演会の開催について、情報を提供します。
- ◆ 感染症拡大時の個別の対策について、課題の抽出を行うとともに、今後必要となる対策の方向性について検討を行います。

(3) 住みやすい生活環境の整備

【今後の方向性】

地域に暮らす誰もが、地域でいつまでも安心して暮らせるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの普及啓発、それらの概念を踏まえたまちづくりの推進など、生活環境の充実や地域で安心して暮らせる環境をつくります。

また、移動に困難が伴う人に対しては、移動手段の確保に努め、外出しやすい環境を整備するとともに、様々な課題により住宅の確保に困難さを抱える人に対しては、居住支援を推進します。

① ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の整備促進

取組内容
○ユニバーサルデザイン、バリアフリーの考え方について情報提供や意識啓発を図ります。
○公共施設や道路、交通環境などについて、誰もが外出や地域活動への参加が円滑にできるよう、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーのまちづくりをめざします。

② 地域での移動手段の確保（デイサービスの車両を活用した移動手段の検討）

取組内容
○主に高齢者世帯や独居世帯等、買い物に困っている高齢者を支援するため、市内で新たに移動販売を立ち上げる事業所及び運営している事業所に対し、経済的な補助を検討します。
○高齢者の多様な移動手段の確保に向けて、デイサービスの送迎で朝夕利用するワゴン車の空き時間を有効活用できるよう、市内の通所介護事業所に働きかけを行います。

③ 居住支援の推進

取組内容
○住宅に困窮する高齢者等に安定した居住を支援するために、官民相互の連携に基づく協議・調整を進めます。

住民の取組

- ◆ 地域で危険箇所や道路や施設などの利用しづらい生活環境を把握します。
- ◆ 地域の危険箇所や利用しづらい生活環境について、自治会や行政に情報を提供します。

地域・団体の取組

- ◆ 外出や移動の困難な人がいたら、手助けします。
- ◆ 地域の危険箇所、利用しづらい生活環境について把握し、行政に改善を要望します。

社会福祉協議会の取組

- ◆ 外出や移動の困難な人に対して情報提供を行います。

行政の取組

- ◆ 公共施設のバリアフリー化を進めます。
- ◆ バリアフリーやユニバーサルデザインについて広報・啓発活動を行います。
- ◆ 外出や移動の困難な人に対して、福祉タクシーや福祉有償運送等の情報を提供し、移動手段の確保に努めます。
- ◆ 瀬戸内市地域公共交通網形成計画に基づき、市民の移動手段の確保に向けた取組を進めます。
- ◆ 公共交通機関について、高齢者や障がいのある人が利用しやすい車両の導入、駅舎やバス停留所の改良などの要請等に努めます。
- ◆ 買い物に困っている高齢者を支援するため、市内で新たに移動販売を立ち上げる事業所及び運営している事業所に対し、経済的な補助を検討します。
- ◆ 高齢者の多様な移動手段の確保に向けて、デイサービスの送迎するワゴン車の空き時間を有効活用できるよう、市内の通所介護事業所に働きかけます。
- ◆ 道路環境について、段差の解消や歩道の確保などに取り組むとともに、カーブミラー・道路照明灯・ガードレール等、交通安全施設の整備や信号機の設置を警察署や関係機関と協力して働きかけます。
- ◆ 住宅に困窮する高齢者等に対して、民間と連携して居住支援について協議・検討します。



地域福祉の推進

1 推進体制と計画の進行管理

本計画は、保健、福祉、教育、交通、都市計画、防犯、防災等、様々な分野にわたっています。このため、関係各課と情報共有し、連携を図ります。

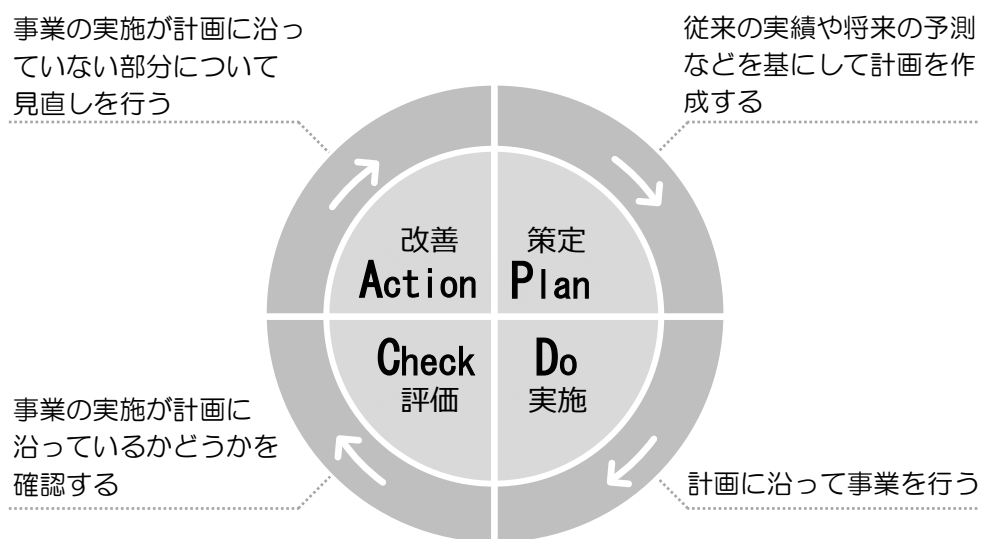
また、市民をはじめ、自治会、民生委員児童委員、福祉事業関係者等がそれぞれの役割を認識し、連携・協働の取り組みを促進することで、効果的な地域福祉の推進を図ります。

さらに、施策の進捗状況を毎年把握し、評価・点検を行うことで、効果的な施策の展開を推進します。

2 計画の評価体制

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立案し（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を年度ごとに点検・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

1 瀬戸内市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 27 年 10 月 28 日

告示第 61 号

改正 令和 2 年 3 月 31 日告示第 29 号

(設置)

第 1 条 市における地域福祉計画を策定するため、瀬戸内市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(策定委員会の任務)

第 2 条 策定委員会は、地域福祉計画の策定に関し必要な事項を検討し、意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 6 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、地域福祉計画の策定をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 策定委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初に開かれる策定委員会は、市長が招集する。

附 則(令和2年3月31日告示第29号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

2 瀬戸内市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬省略)

所属	職名	氏名	備考
瀬戸内市社会福祉協議会	会長	日下 英男	委員長
長浜地区社会福祉協議会	会長	廣畑 龍正	
瀬戸内市ボランティア連絡協議会	会長	川崎 貞江	
瀬戸内市民生委員児童委員協議会	会長	堀野 誠一	副委員長
瀬戸内市愛育委員協議会	会長	奥田 悦代	
瀬戸内市栄養改善協議会	会長	埜澤 増実	

3 策定経過

日付	名称	内容
令和2年11月13日～ 12月2日	瀬戸内市 市民アンケート調査	・瀬戸内市在住の18歳から80歳の市民2,000人を無作為抽出
令和2年12月16日	瀬戸内市地域福祉計画策定委員会 (第1回)	(1) 瀬戸内市地域福祉計画の策定について (2) 瀬戸内市の地域福祉にかかる現状等について
令和3年1月26日	瀬戸内市地域福祉計画策定委員会 (第2回)	(1) 瀬戸内市地域福祉計画(素案)について (2) 団体ヒアリングの実施について (3) パブリックコメントの実施について
令和3年2月18日～ 3月11日	パブリックコメント の実施	・第3期瀬戸内市地域福祉計画(案)の意見募集について
令和3年3月12日	瀬戸内市地域福祉計画策定委員会 (第3回)	(1) パブリックコメントの結果について (2) 第3期瀬戸内市地域福祉計画(案)について

4 用語解説

【あ行】

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

NPO

特定非営利活動促進法に定める分野の非営利活動を行う民間の団体が、特定非営利活動法人（NPO法人）という法人格を取得することで、継続的かつ健全な活動を展開することができる制度。

【か行】

共生社会

様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障がいのある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支えあい、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。

権利擁護センター

日常生活に不安のある高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続きや財産管理の援助、悪質商法等の権利侵害、複雑な契約や相続等の法律行為等についての相談・助言等を行う機関。

合計特殊出生率

その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。

高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

【さ行】

災害ボランティア

災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指す。

有事の際は災害ボランティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集・受け入れ・情報提供等関係団体との連絡調整活動を行っている。

在宅医療

在宅で行う医療のこと。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

自主防災組織

災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。

身上監護

親権者が未成年の子の身体的・精神的な成長を図るために監護・教育を行うこと。
また、後見制度で後見人が被後見人の生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行うこと。

身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、各種サービスや支援を受けるのに必要な手帳。
身体障害者とは、身体障害者程度等級表に該当する障がいにより都道府県から障がいの認定を受けて手帳を交付された人をいう。

生活困窮者

生活困窮者自立支援法第2条第1項に定める「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。

生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。
具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度。

【た行】

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。

地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

地域自立支援協議会

地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織。地域の実態や課題等の情報を共有して、協働するネットワークであり、相談支援事業者、サービス事業者、保健医療・教育・雇用関係機関、障害者関係団体等で構成される。

地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

地域福祉活動計画

地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画であり、社会福祉協議会が中心となり策定する。地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉を、どのように推進していくかをまとめたもの。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能とする、地域における包括的な支援・サービス提供体制のこと。国は、令和7年を目途として構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされている。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

【な行】

認知症

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。

代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障がい（物忘れなど）、精神症状・行動障がい（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。

認知症高齢者

高齢期における脳の広範な器質的障がいにより、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のこと。

認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障がいによる「脳血管性認知症」などがある。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

特別支援学校

比較的重度の障害のある幼児・児童・生徒を対象に一人ひとりの障害に配慮した専門性の高い教育を行う学校。幼稚園、小・中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として、都道府県により設置。

日常生活自立支援事業

知的障害、精神障害、認知症があるため判断能力に不安のある人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。利用者の参加を得て策定した支援計画に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助などを実施するほか、日常的な金銭管理等を行う。

【は行】

8050問題

「80代」の親が「50代」の子どもを経済的に支える必要がある状態を指す。子どもは仕事がなく収入もないため、親の年金が一家の主たる収入源になる。

バリアフリー

障がい者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、さまざまな障壁（バリア）を取り除くこと。

もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。

ひきこもり

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成22年5月19日公表）で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念」。

PDCAサイクル

計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後のactionではcheckの結果から、最初のplanの内容を見直して、次回のplanに結び付ける。このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

ボランティアセンター

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。

また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

【や行】

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わず、すべての人に利用しやすいように考えられたデザインのこと。

要配慮者

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のことをいう。

【ら行】

ライフステージ

人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される段階。乳幼児期、学童期、思春期、成年期、壮年期、高齢期など。

第3期瀬戸内市地域福祉計画

令和3年3月

発行：瀬戸内市

編集：瀬戸内市福祉部福祉課

〒701-4264 岡山県瀬戸内市長船町土師277-4

電話：(0869) 26-5941

FAX：(0869) 26-8002